

[第5期]

熊本県ひとり親家庭等自立促進計画

【令和6年度(2024年度)～令和10年度(2028年度)】

令和6年(2024年)3月

熊本県





ごあいさつ

本県では、ひとり親家庭等の皆様の自立を支援するため、これまで4期にわたり「熊本県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、仕事や生活全般に係る総合的な施策の推進に取り組んできました。

これらの施策を進めた結果、特に第4期計画においては、就業相談・情報提供の実施やコロナ禍におけるオンライン方式での就業支援講習会などを通じて、延べ400人以上の方が新たな職に就かれたり、キャリアアップにつながる資格を取得されるなど、自立への大きな一歩を踏み出されました。これに加え、より多くの子ども達の夢や希望の実現につながるよう「地域の学習教室」などの学習支援や「子ども食堂」などの取組を民間団体等と連携して推進してきました。

一方で、令和4年度に本県が実施した「ひとり親家庭等実態調査」では、就業率の改善などの一定の成果が見られたものの、コロナ禍や物価高騰といった非常事態の影響が大きく、多くのひとり親家庭等は依然として厳しい状況にあることが分かりました。

そのため、今回策定する第5期計画では、「ひとり親家庭等が自立し安心して生活できる環境づくりの推進」を基本理念に掲げ、保護者の「仕事」や「家計」、子どもの「学び」を支える取組など5つの基本目標のもと、引き続き、総合的な支援を展開するとともに、ひとりでも多くのひとり親家庭等に適切な支援施策の周知を図るため、広報啓発の強化にも取り組んで参ります。

国や市町村、企業・民間団体等におかれては、引き続きそれぞれの立場で役割を果たしつつ、お互いに連携しながら、ひとり親家庭等の皆様が安心して将来に希望を持って生活していくことができる社会を実現して参りたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

最後に、この計画の策定に当たり、「熊本県ひとり親家庭等自立促進計画推進委員会」の委員の皆様をはじめ、御尽力をいただいた多くの皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年(2024年)3月

熊本県知事 蒲島 郁夫

目次

第1章 ひとり親家庭等自立促進計画について

- 1 計画改定の趣旨
 - 2 これまでの経緯
 - 3 第4期計画の成果と課題
- } …P2
…P3

第2章 ひとり親家庭等の現状と課題

- 1 ひとり親家庭等の現状 ……P6
- 2 県ひとり親家庭等実態調査の結果等 ……P7

第3章 基本理念と基本目標

- 1 基本理念
 - 2 計画期間
 - 3 基本目標
 - 4 計画概要
- } ……P28
……P29

第4章 具体的な施策と数値目標

- 1 「仕事」を支える ……P32
- 2 「家計」を支える ……P34
- 3 「子育て」を支える ……P36
- 4 「学び」を支える ……P39
- 5 「安心・交流」を支える ……P41

第5章 計画の推進に向けて

- 1 計画推進のための各主体の役割
 - 2 進捗状況の確認
- } ……P46

資料編

- 1 委員会設置要項 ……P48
- 2 委員名簿 ……P49
- 3 相談窓口一覧 ……P50

第1章

ひとり親家庭等自立促進計画について

- 1 計画改定の趣旨
- 2 これまでの経緯
- 3 第4期計画の成果と課題

第1章 ひとり親家庭等自立促進計画について

1 計画改定の趣旨

ひとり親家庭や寡婦(以下「ひとり親家庭等」といいます。)の方は、仕事と子育てをひとりで担い、様々な課題を抱えていることから、仕事や生活全般に係る総合的な支援が必要です。

県では、「ひとり親家庭等が自立し安心して生活できる環境づくりの推進」を基本理念に掲げる本計画を策定し、これまで4期18年にわたり取組を推進してきました。

現行の第4期計画は、令和6年(2024年)3月をもって計画期間が終了するため、今回、計画の改定を行います。

2 これまでの経緯

平成14年11月に「母子及び寡婦福祉法」が改正され、ひとり親家庭等に対する支援が、児童扶養手当を中心とした経済的な支援から、就労・自立に向けた総合的な支援へと転換されました。

この改正を受け、国において「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」が策定され、都道府県等が計画を策定する際の指針とされました。

県では、当該基本方針等を踏まえ、平成18年(2006年)4月からの第1期計画を皮切りに、以下のとおり計画を策定し、取組を進めてきたところです。

〈第1期計画〉

平成18年(2006年)4月～平成21年(2009年)3月

〈第2期計画〉

平成21年(2009年)4月～平成26年(2014年)3月

〈第3期計画〉

平成26年(2014年)4月～平成31年(2019年)3月

〈第4期計画〉

平成31年(2019年)4月～令和6年(2024年)3月

3 第4期計画の成果と課題

第4期計画では、ひとり親家庭等の現状や課題等を踏まえ、「仕事」、「家計」、「子育て」、「学び」、「安心・交流」の5つの基本目標のもと、総合的な支援を展開し、以下の成果が得られました。

《「仕事」を支える取組》

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業において就業相談・情報提供の実施やコロナ禍におけるオンライン方式での就業支援講習会などに取り組みました。
- また、自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金事業等による支援を行いました。
- こうした取組により、計画期間中に延べ400人以上の方の就業や資格取得につなげることができました。

《「家計」を支える取組》

- 児童扶養手当の支給や医療費助成制度等により生活の安定を図るとともに、福祉資金の貸付等によりこどもの修学や世帯の自立を支援しました。
- 貸付制度については、計画期間中に延べ700人以上の方が利用され、こどもの就学や生活の安定等につなげることができました。
- また、コロナ禍の長期化や物価高騰による深刻な影響を受けたひとり親世帯に対し、臨時特別給付金による支援を行いました。

《「子育て」を支える取組》

- 誰もが働きやすい環境整備と結婚・子育て等のライフステージに応じた支援に取り組むため、企業経営者が社員の仕事と生活を応援する本県独自の取組である「よかボス」を推進しました。
- その結果、1,000を超える企業等が登録し、県内に取組が広がるなど、子育てに関する理解促進につなげることができました。

《「学び」を支える取組》

- 地域の公民館や社会福祉施設等で、退職された教員や大学生等が勉強を教える「地域の学習教室」の開設と運営に取り組みました。
- また、コロナ禍においても、オンラインを活用する等の取組により、累計1,100人を超える子ども達の学習を支援しました。

《「安心・交流」を支える取組》

- 母子家庭等就業・自立支援センターの相談員や福祉事務所の母子・父子自立支援員による生活相談等を行うとともに、児童扶養手当の現況届の機会を捉えた、市町村による相談対応も行いました。
- また、コロナ禍や物価高騰等の影響を鑑み、県ひとり親家庭福祉協議会との連携による、SNSでの情報発信や物資配布等の支援に取り組みました。

こうした取組を推進する一方で、第2章に示すように、ひとり親家庭等は依然として厳しい状況にあります。

今後も引き続き、就業、子育て、子どもの学習支援などを通して、長期的な視点でより良い未来に向けた自立を促進するとともに、安心して生活ができる環境を実現するため、総合的な支援を行う必要があります。

第2章

ひとり親家庭等の現状と課題

- 1 ひとり親家庭等の現状
- 2 県ひとり親家庭等実態調査の結果等

第2章 ひとり親家庭等の現状と課題

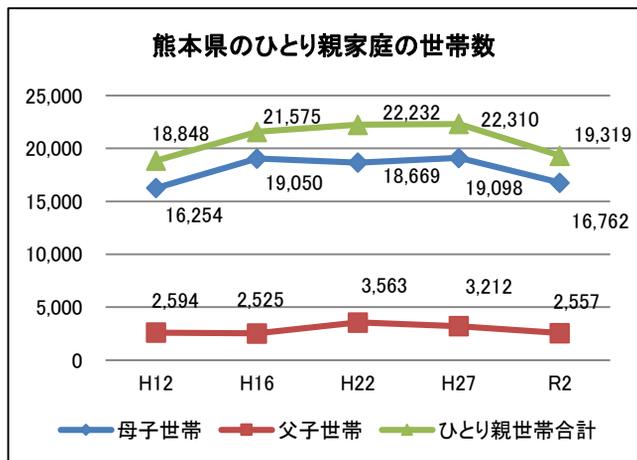
1 ひとり親家庭等の現状

(1) 世帯数及び児童扶養手当の受給者数の推移

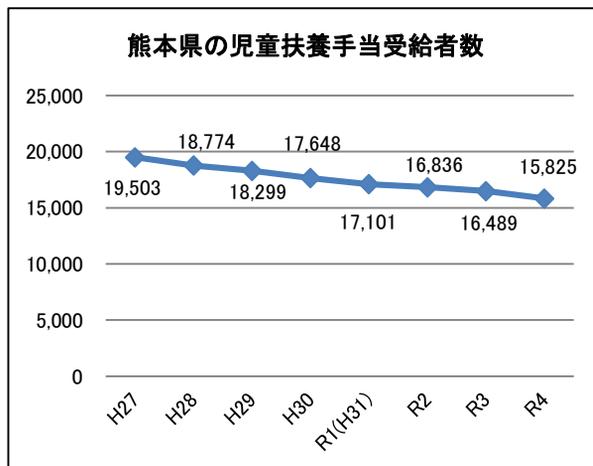
県内のひとり親家庭の世帯数はH12年(18,848世帯)からH27年(22,310世帯)までは年々増加していたものの、直近のR2年国勢調査では19,319世帯であり、H27年と比べ2,991世帯(13.4%)の減少となっております。

内訳を見ると、母子世帯はR2年が16,762世帯であり、H27年(19,098世帯)と比べ2,336世帯(12.2%)の減少となっているほか、父子世帯はR2年が2,557世帯であり、H27年(3,212世帯)と比べ655世帯(20.4%)の減少となっています。

(県内のひとり親家庭の世帯数)



(県内の児童扶養手当の受給者数)



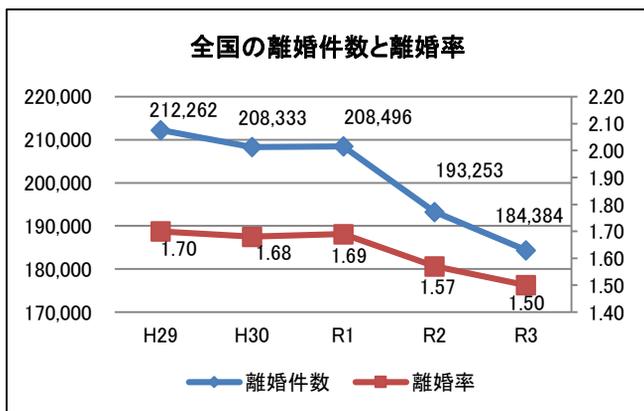
※H12・H16: 県ひとり親家庭等実態調査推計値

※H22・H27・R2: 国勢調査

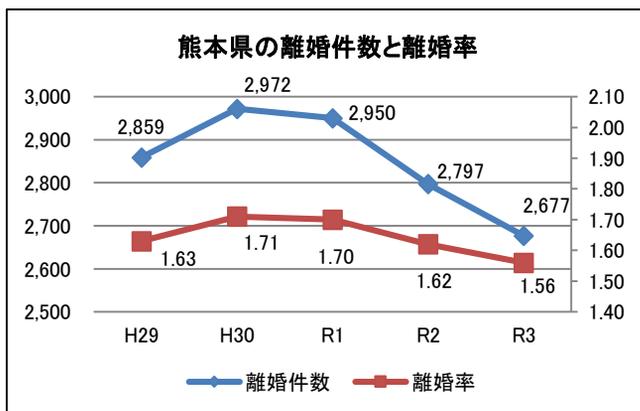
(2) 離婚件数及び離婚率の推移

全国及び県内の離婚件数・離婚率は、年度間で増減はあるものの、概ね減少傾向で推移しています。直近のR3年の県内の離婚件数は、2,677件となっており、R2年(2,797件)と比べ120件(4.3%)減少しています。

(全国の離婚件数・離婚率)



(県内の離婚件数・離婚率)



※H29～R3人口動態調査(厚生労働省)、離婚率は人口千人当たりの割合

2 県ひとり親家庭等実態調査の結果等

(1) 調査目的及び調査手法等

① 調査の目的

ひとり親家庭等の生活状況等を把握し、第5期計画策定の基礎資料とするために実施しました。

② 基準日、期間、対象者数等

調査基準日	令和4年(2022年)8月1日			
調査期間	令和4年(2022年)8月1日(月)～令和4年(2022年)8月31日(水)			
調査対象者	調査客体	対象者数	回収数	回収率
	母子世帯	2,052世帯	605世帯	29.5%
	父子世帯	178世帯	54世帯	30.3%
	養育者世帯	77世帯	19世帯	24.7%
	寡婦世帯	397世帯	212世帯	53.4%
	合計	2,704世帯	890世帯	32.9%

③ 実施主体、協力機関

実施主体…熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども家庭福祉課

協力機関…熊本県内市町村、社会福祉法人熊本県ひとり親家庭福祉協議会

④ 調査方法

(母子、父子、養育者世帯)

児童扶養手当現況届の機会を利用し、児童扶養手当受給資格者から無作為に抽出しました。

(寡婦世帯)

社会福祉法人熊本県ひとり親家庭福祉協議会会員から無作為に抽出しました。

⑤ 調査項目

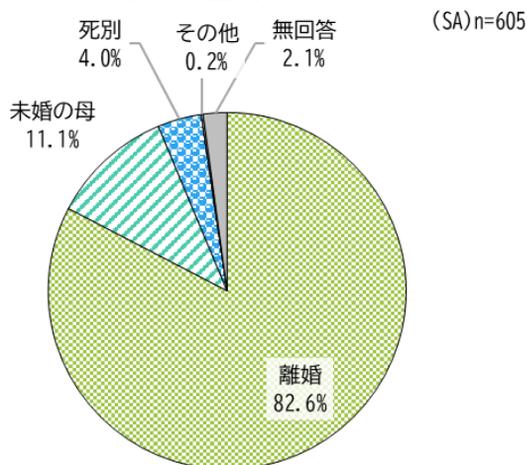
世帯の状況、こどもの状況、就労の状況、住宅の状況、家計の状況、養育費等の取得状況、新型コロナウイルス感染症や物価高騰による影響の状況、各種支援施策の活用状況等について、調査しました。

(2) 調査結果の概要

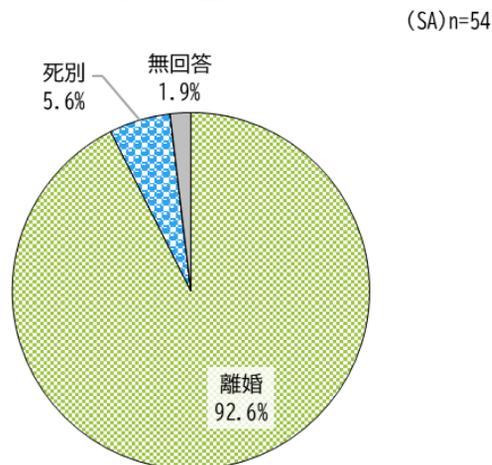
① ひとり親家庭になった理由

母子・父子世帯共に「離婚」の割合が最も高く母子82.6%、父子92.6%(H29:母子80.2%、父子87.5%)、次いで、母子世帯では「未婚の母」11.1%(H29:8.0%)、父子世帯では「死別」の割合が高く5.6%(H29:11.1%)となっています。

(母子世帯になった理由)



(父子世帯になった理由)

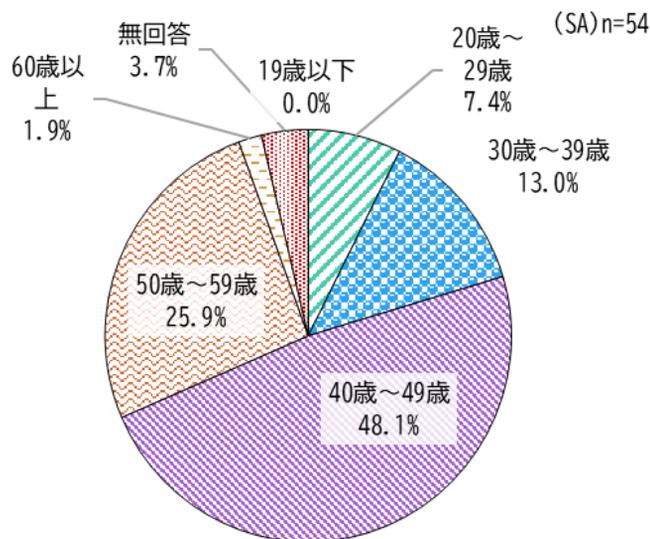
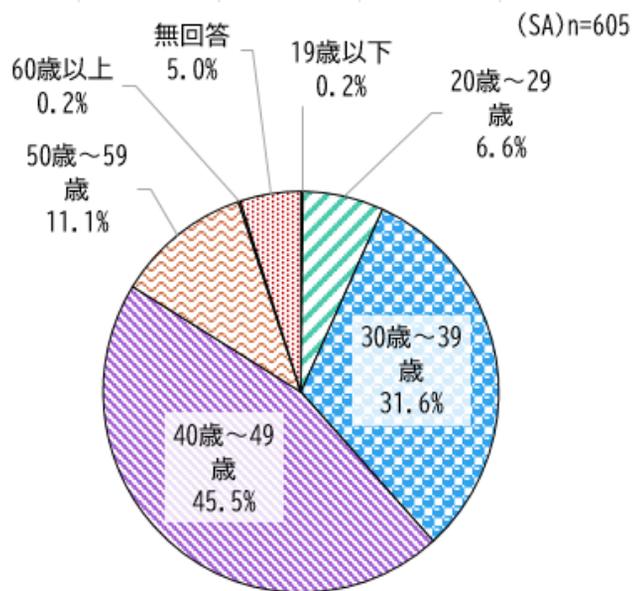


②ひとり親家庭の母又は父の年齢

母子世帯の母では「40歳～49歳」の割合が最も高く、45.5%(H29:「30歳～39歳」37.5%)、次いで「30歳～39歳」31.6%(H29:「40～49歳」37.2%)、父子世帯の父では「40歳～49歳」の割合が最も高く、48.1%(H29:同55.5%)、次いで「50歳～59歳」25.9%(H29:「30～39歳」22.9%)の割合が高くなっています。

(母子世帯の母の年齢)

(父子世帯の父の年齢)



平均年齢

41.4歳 (H29 : 38.8歳、H24 : 38.4歳)

平均年齢

45.2歳 (H29 : 44.1歳、H24 : 41.7歳)

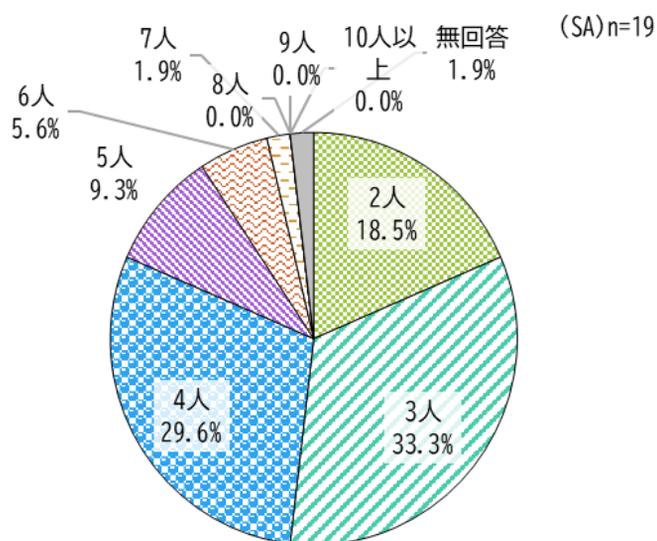
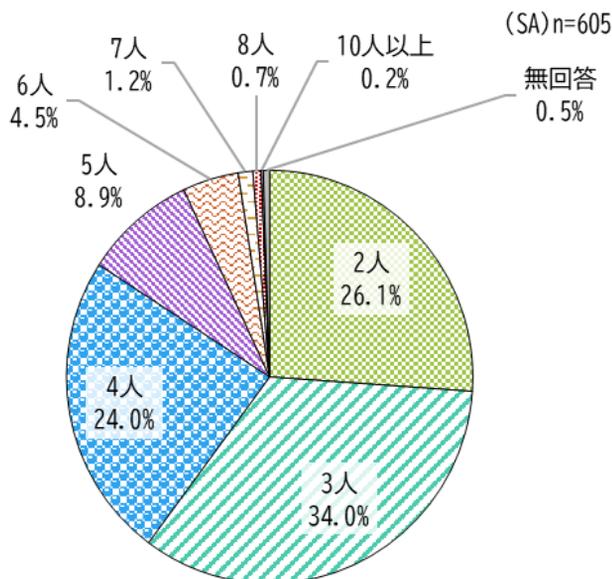
③世帯員等

【世帯員数、世帯員の種別、こどもの就業状況】

母子世帯の世帯員数は「3人」の割合が最も高く34.0%(H29:同30.0%)、次いで「2人」26.1%(H29:同26.4%)、父子世帯では「3人」の割合が最も高く33.3%(H29:同25.0%)、次いで「4人」29.6%(H29:「5人」24.3%)の割合が高くなっています。

(母子世帯の世帯員数)

(父子世帯の世帯員数)



平均世帯員数

3.4人 (H29 : 3.5人、H24 : 3.7人)

平均世帯員数

3.5人 (H29 : 4.1人、H24 : 4.0人)

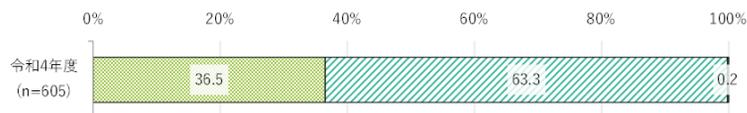
【世帯員の有無及び種別】

母子世帯では、母子のみの世帯は63.3%で母子世帯の6割以上を占めており、また父子世帯では父子のみの世帯が37.0%となっています。他の同居家族としては、回答者からみて「母」(こどもからみて祖母)が母子世帯で31.9%、父子世帯で46.3%と高くなっています。

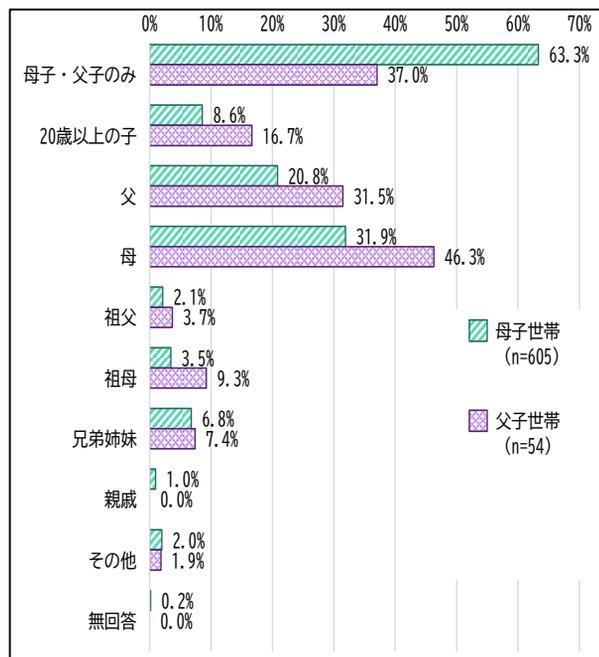
(母子世帯、父子世帯の同居家族の有無)

(母子世帯、父子世帯の世帯員の種別)

「母子以外の同居家族なし」 63.3% (H29:50.3%)



「父子以外の同居家族なし」 37.0% (H29:34.0%)

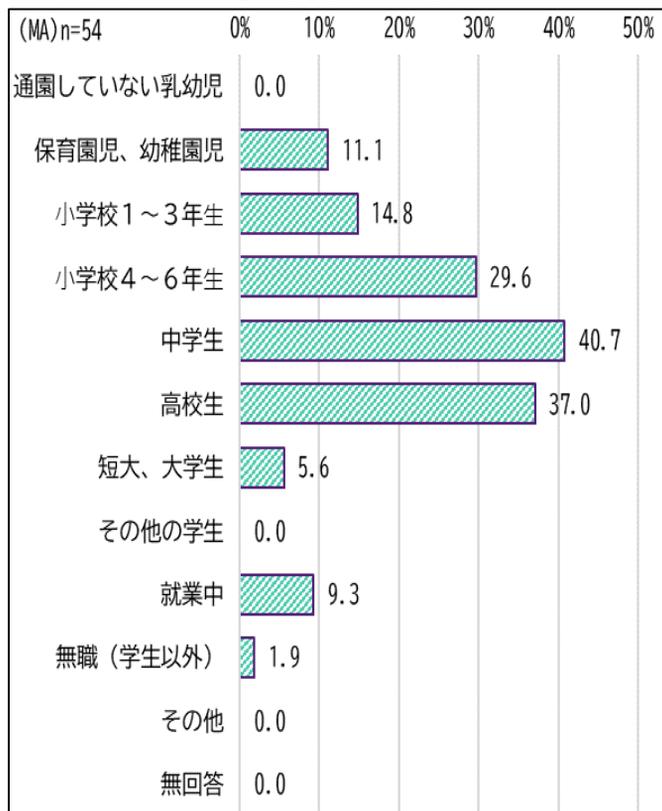
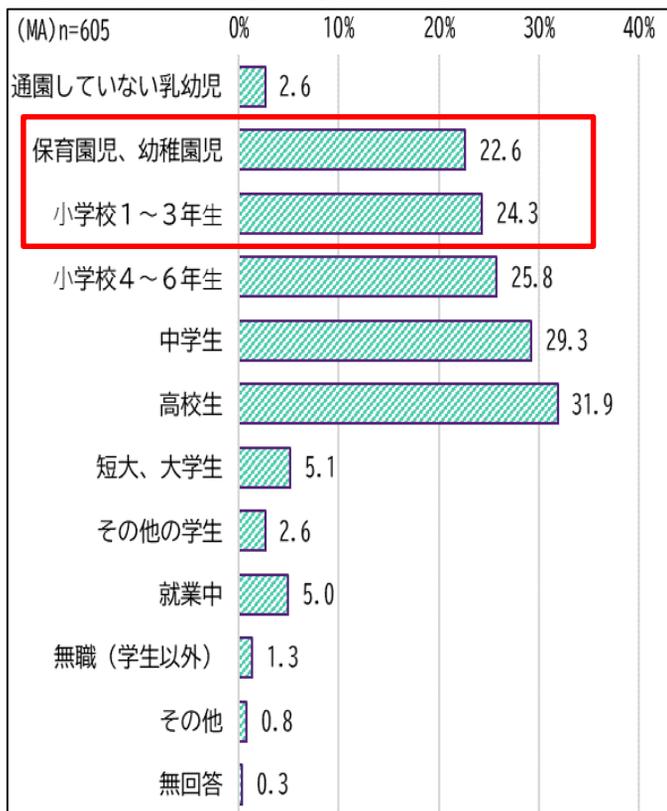


【こどもの就学・就業状況】

世帯における20歳未満のこどもの就学・就業の状況については、母子世帯と父子世帯を比較すると母子世帯の方が「未就学児」～「小学校1～3年生」の割合が高くなっています。

(母子世帯のこどもの就学状況等)

(父子世帯のこどもの就学状況等)



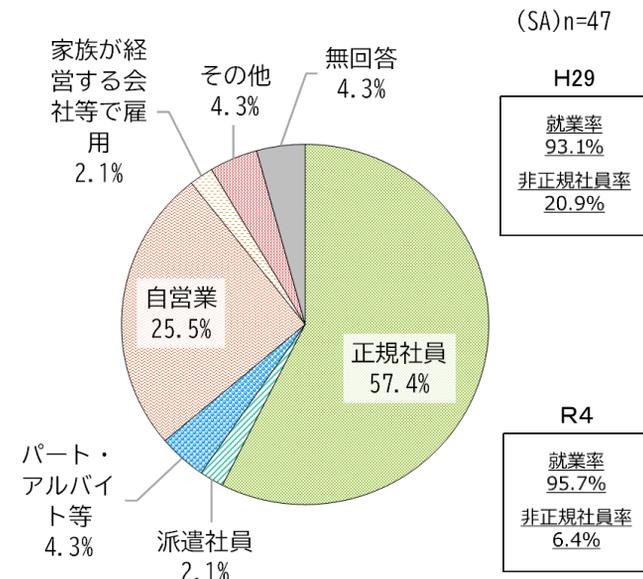
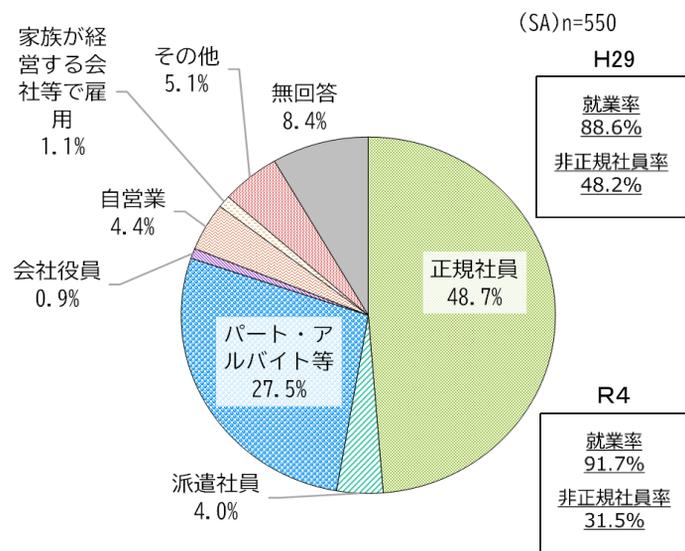
④仕事の状況

【現在の就業形態】

母子世帯の母・父子世帯の父共に「正規社員」の割合が最も高く、母子48.7%(H29:30.3%)、父子57.4%(H29:40.3%)、次いで、母子世帯の母では「パート・アルバイト等」27.5%(H29:25.9%)、父子世帯の父では「自営業」25.5%(H29:20.8%)となっています。

(母子世帯の母の就業形態)

(父子世帯の父の就業形態)

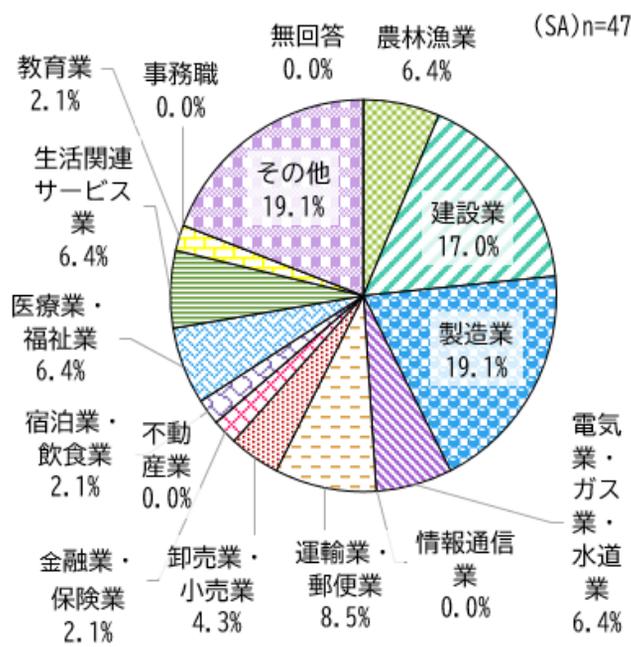
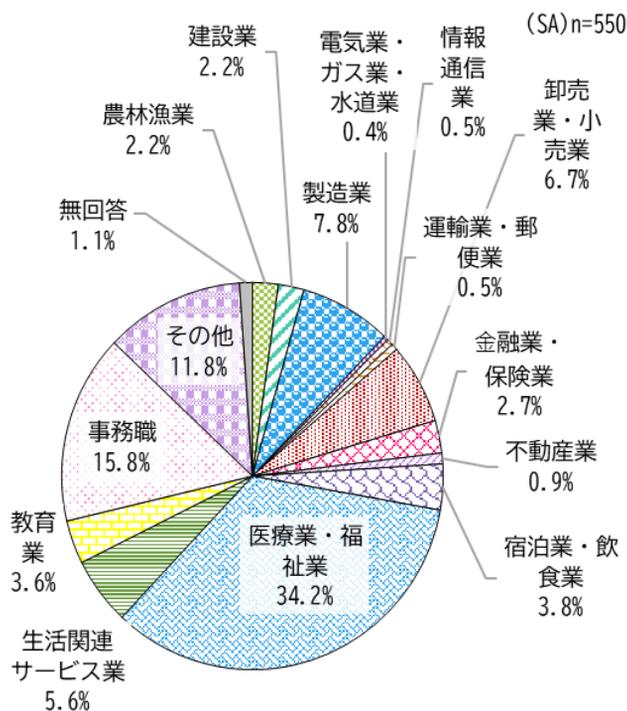


【現在の仕事の職種】

母子世帯の母では「医療業・福祉業」の割合が最も高く34.2%(H29:19.0%)、次いで、「事務職」15.8%(H29:15.4%)、父子世帯の父では「製造業」の割合が最も高く19.1%(H29:16.6%)、次いで、「建設業」17.0%(H29:「農林漁業」14.6%)となっています。

(母子世帯の母の仕事の職種)

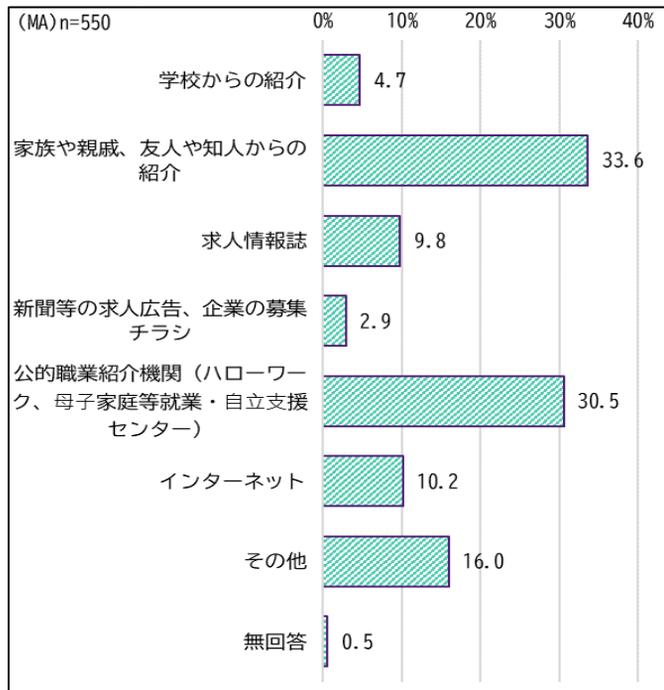
(父子世帯の父の仕事の職種)



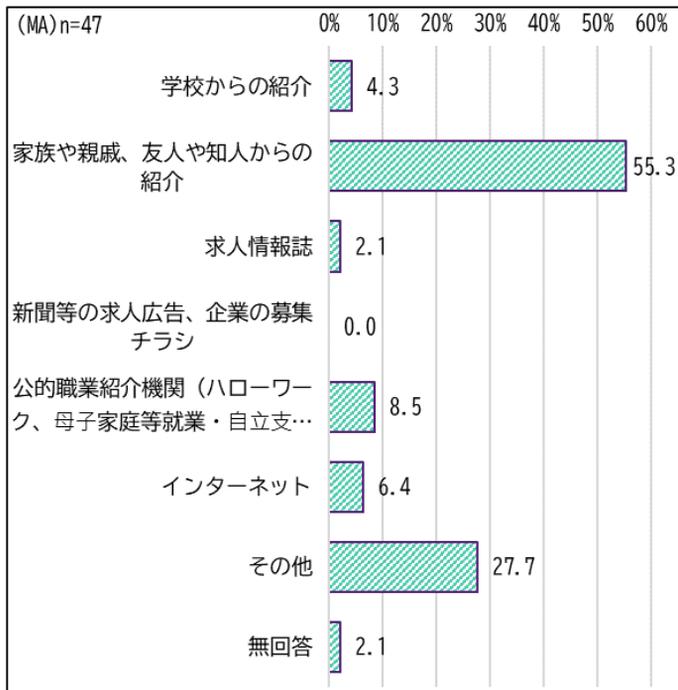
【現在の仕事を探した方法】

母子世帯の母では「家族や親戚等からの紹介」の割合が最も高く33.6%(H29:「公的職業紹介機関」29.3%)、次いで、「公的職業紹介機関」30.5%(H29:「家族や親戚等からの紹介」21.1%)、となっており、父子世帯の父では「家族や親戚等からの紹介」の割合が最も高く55.3%(H29:32.6%)、次いで、「その他」27.7%(H29:29.2%)となっています。

(母子世帯の母)



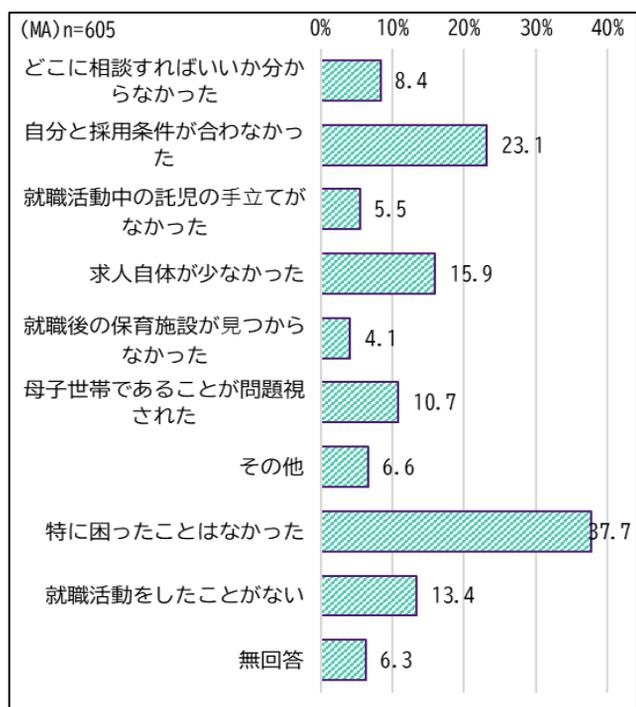
(父子世帯の父)



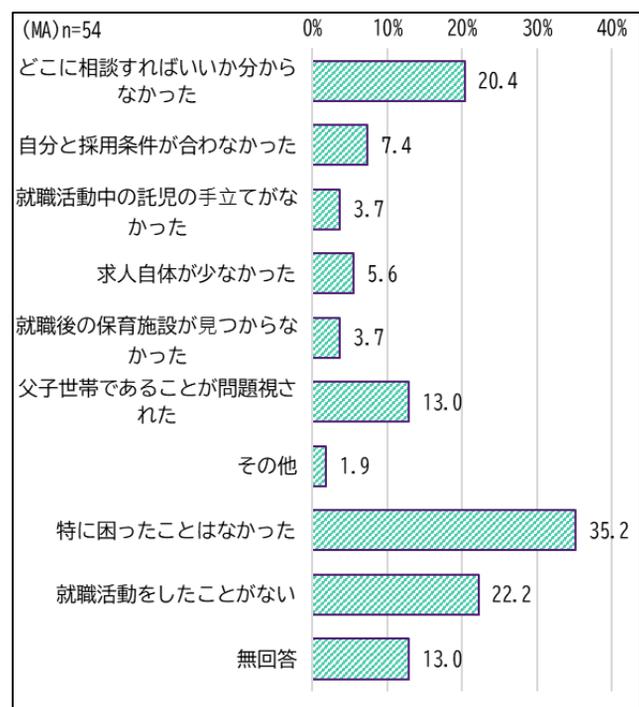
【就職活動をした際に困ったこと】

母子世帯の母・父子世帯の父共に「特に困ったことはなかった」の割合が最も高く、母子世帯が37.7%、父子世帯が35.2%(H29:母子「自分と採用条件が合わなかった」26.7%、父子「特に困ったことはなかった」45.1%)、次いで、母子世帯の母では「自分と採用条件が合わなかった」23.1%(H29:「求人自体が少なかった」21.9%)、父子世帯の父では「就職活動をしたことがない」22.2%(H29:31.9%)となっています。

(母子世帯の母)



(父子世帯の父)

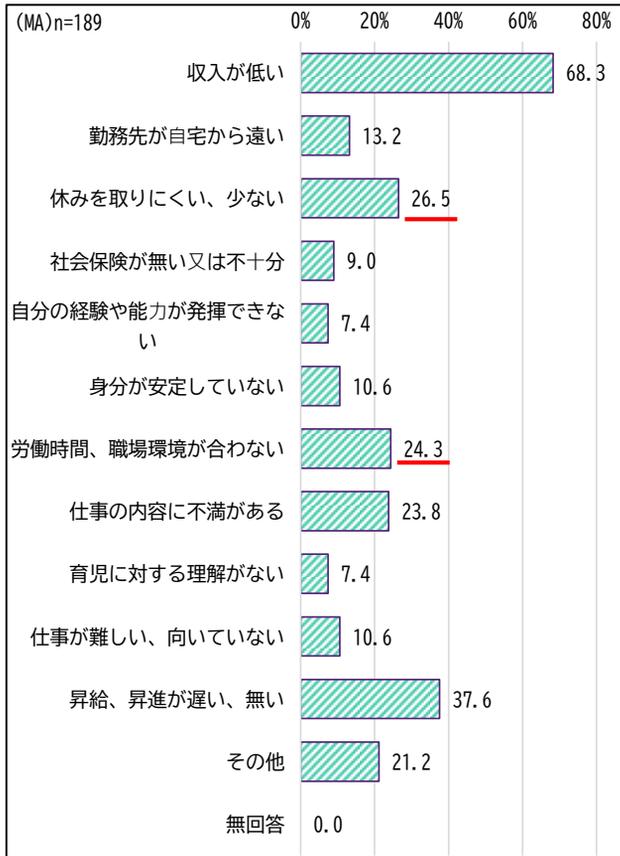


【現在の仕事の不満や悩み】

現在の仕事の不満や悩みについて、母子世帯の母、父子世帯の父共に「収入が低い」の割合が最も高く、6割以上を占めており、次いで「昇給、昇進が遅い、無い」となっています。

また、母子世帯では父子世帯より「休みを取りにくい、少ない」(母子:26.5%)、「労働時間、職場環境が合わない」(母子:24.3%)の割合が20ポイント以上高くなっています。

(母子世帯の母)



(父子世帯の父)



【現状と課題】

- (母子世帯)就業率は約9割である一方、そのうち約3割が非正規雇用の状態です。
- (父子世帯)公的職業紹介機関による就業支援について、周知が不足しています。
- 現在の仕事について、多くの方が収入や処遇、育児との両立に課題を感じています。

〈今後の方向性〉

- 長期的な視点で、より良い条件での就労を実現するための就業相談の実施や資格取得の支援が必要です。
- 民間における雇用の促進や子育てしやすい職場環境の整備等を図ることが必要です。

安定的な雇用の
確保のため



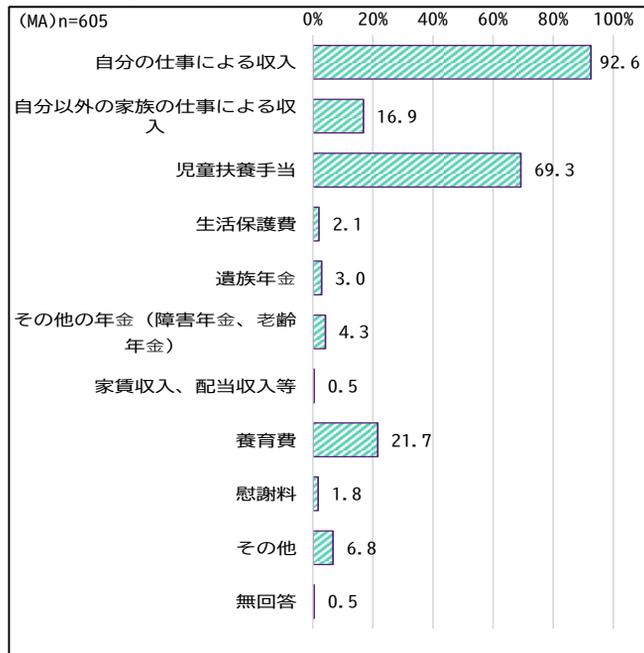
「仕事」を支える
取組が必要

⑤家計の状況(養育費の状況を含む)

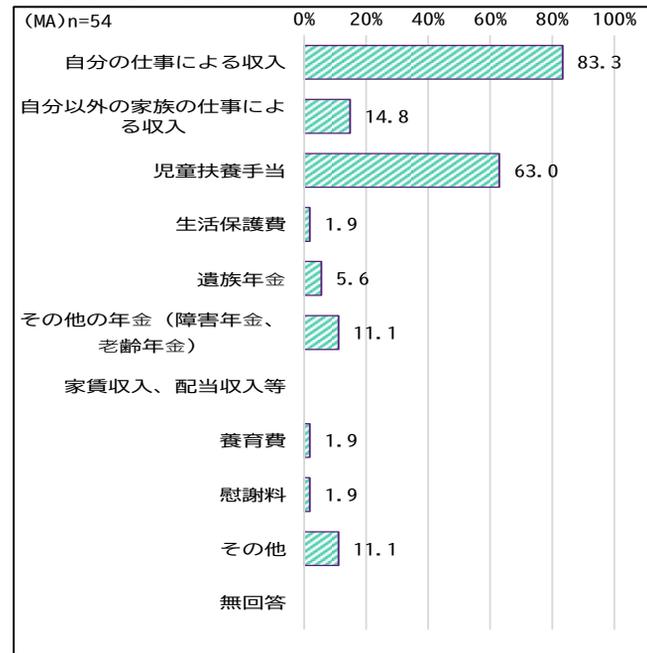
【生活費の確保状況】

母子世帯の生活費では、「自分の仕事による収入」の割合が92.6%と最も高く、次いで、「児童扶養手当」69.3%、「養育費」21.7%となっています。父子世帯では、「自分の仕事による収入」の割合が83.3%と最も高く、次いで「児童扶養手当」63.0%、「自分以外の家族の仕事による収入」14.8%となっています。

(母子世帯の状況)



(父子世帯の状況)



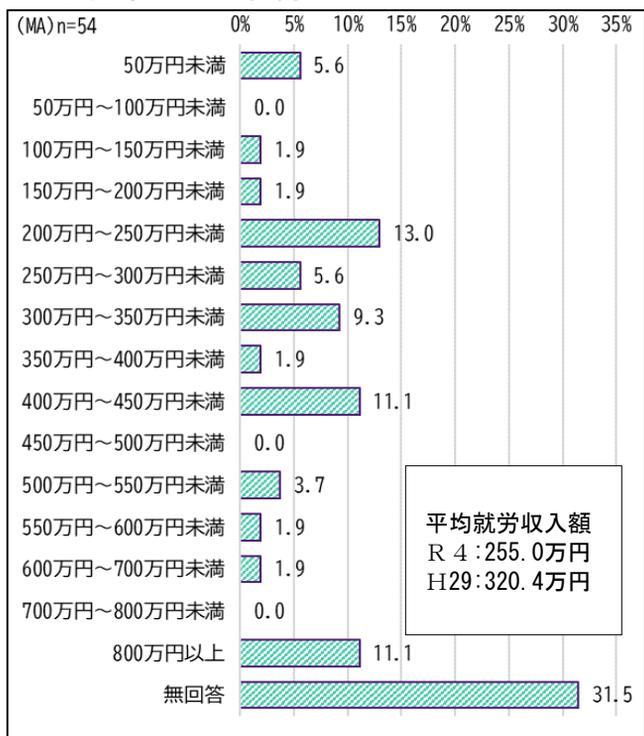
【就労収入の状況】

母子世帯の母の就労収入は「200万円～250万円未満」の割合が13.2%(H29:「150万円～200万円未満」10.3%)と最も高く、次いで、「250万円～300万円未満」9.1%(H29:「100万円～150万円」8.8%)となっています。父子世帯の父では「200万円～250万円」の割合が13%(H29:9.0%)と最も高く、次いで、「400万円～450万円未満」及び「800万円以上」11.1%(H29:「300万円～350万円」7.6%)となっています。

(母子世帯の母の就労収入)



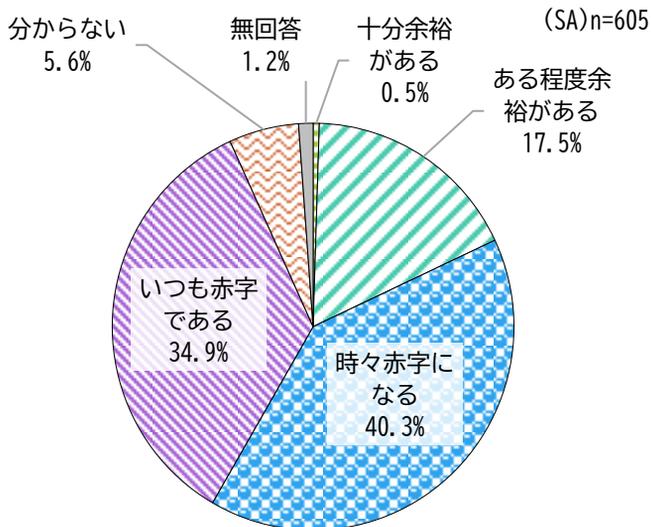
(父子世帯の父の就労収入)



【家計の状況】

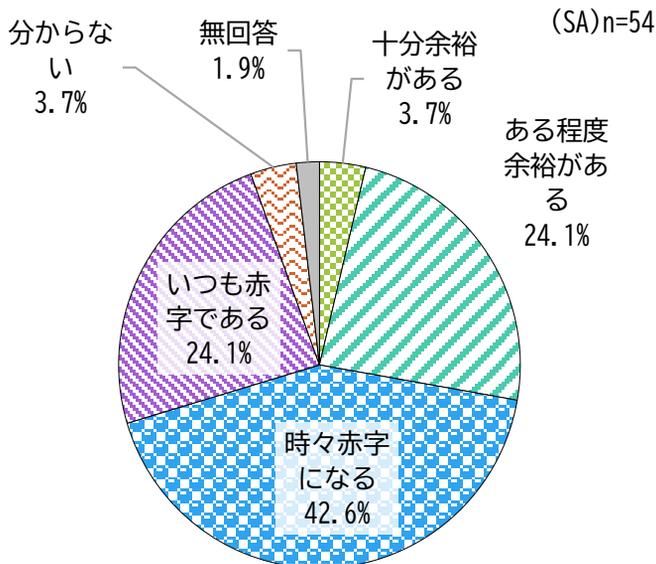
家計の状況については、母子世帯、父子世帯ともに「時々赤字になる」の割合が最も高くなっています。また、「いつも赤字である」の割合が、母子世帯(34.9%)では父子世帯(24.1%)よりも10.8ポイント高くなっています。

(母子世帯の家計の状況)



赤字になると答えた割合
75.2%

(父子世帯の家計の状況)



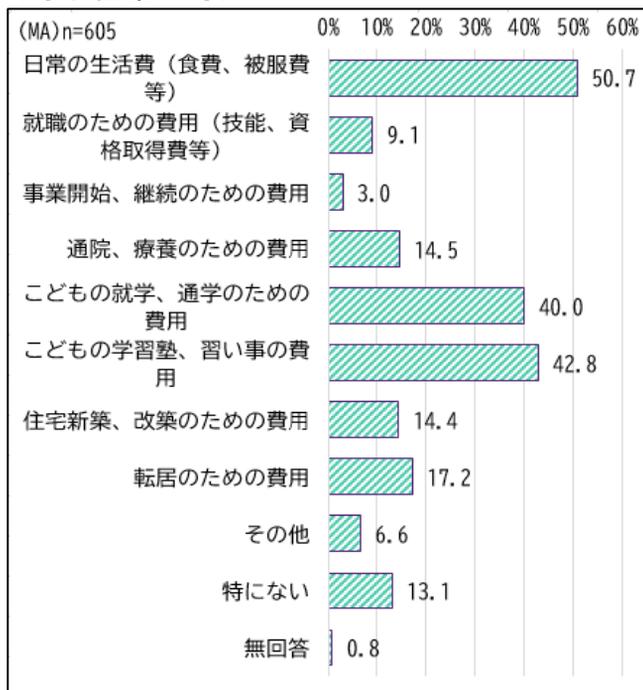
赤字になると答えた割合
66.7%

【現在不足している生活費】

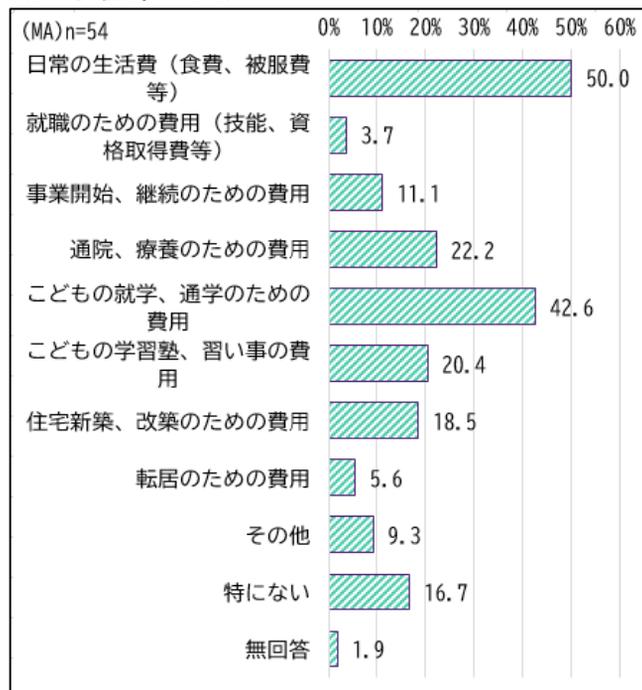
母子世帯の母・父子世帯の父共に「日常の生活費」の割合が最も高く、母子50.7%、父子50.0%(H29:母子43.2%、父子43.1%)、次いで、母子世帯の母では「こどもの学習塾、習い事の費用」が42.8%(H29:30.4%)、父子世帯の父では「こどもの就学、通学のための費用」の割合が高く42.6%(H29:32.6%)となっています。

なお、「特にない」の割合は、母子世帯の母が13.1%(H29:12.4%)、父子世帯の父が16.7%(H29:29.9%)となっています。

(母子世帯の母)



(父子世帯の父)

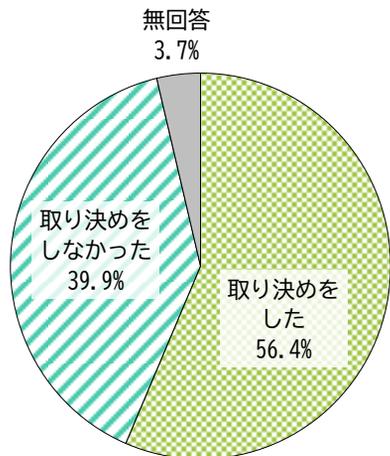


【養育費の取決状況、取決方法、履行状況】

離婚・未婚により母子世帯となった世帯における養育費の取決め状況について、「取り決めをした」(56.4%)の割合が最も高くなっており、取決方法としては「判決、調停調書等で取り決めをした」(28.1%)の割合が最も高く、次いで、「公的文書(公正証書)を作成した」(26.6%)の割合が高くなっています。

履行状況については、「取り決めをした」と回答した世帯のうち52.8%が「取決内容が守られている」と回答しており、特に公的手続きまたは書面による取決が履行確保に繋がっていることがうかがえます。

〈母子世帯の養育費の取決め状況〉

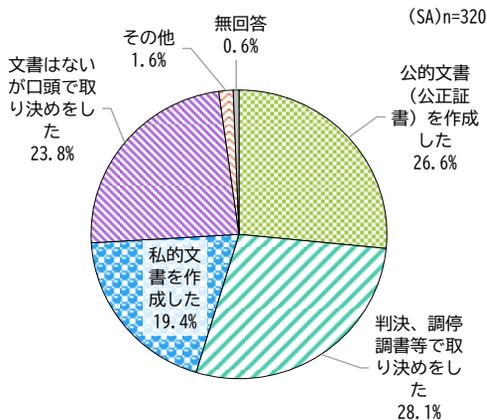


(SA)n=567

〈母子世帯になった理由・回答数・割合〉

No.	項目	回答者数	割合
1	離婚	500	82.6%
2	未婚の母	67	11.1%
3	死別	24	4.0%
4	生死不明	0	0.0%
5	遺棄	0	0.0%
6	その他	1	0.2%
	無回答	13	2.1%
	全体(回答対象者数)	605	100.0%

〈養育費の取決方法〉



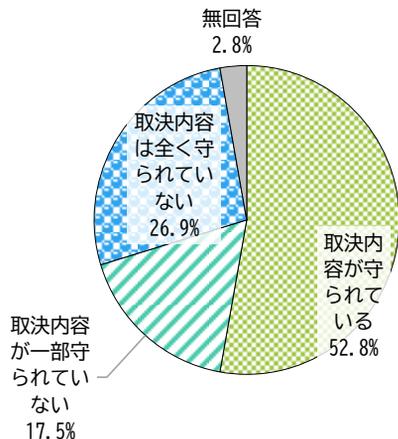
(SA)n=320

〈取決方法別履行状況〉

(上段:人 下段:%)

	標本数(人)	取決内容が守られている	取決内容が一部守られている	取決内容は全く守られていない	無回答
全体(単純集計)	320	169 52.8%	56 17.5%	86 26.9%	9 2.8%
養育費の取決方法別					
公的文書(公正証書)を作成した	85	53 62.4%	11 12.9%	20 23.5%	1 1.2%
判決、調停調書等で取り決めをした	90	48 53.3%	16 17.8%	25 27.8%	1 1.1%
私的文書を作成した	62	35 56.5%	15 24.2%	12 19.4%	0 0.0%
文書はないが口頭で取り決めをした	76	30 39.5%	13 17.1%	27 35.5%	6 7.9%
その他	5	2 40.0%	0 0.0%	2 40.0%	1 20.0%

〈養育費の履行状況〉



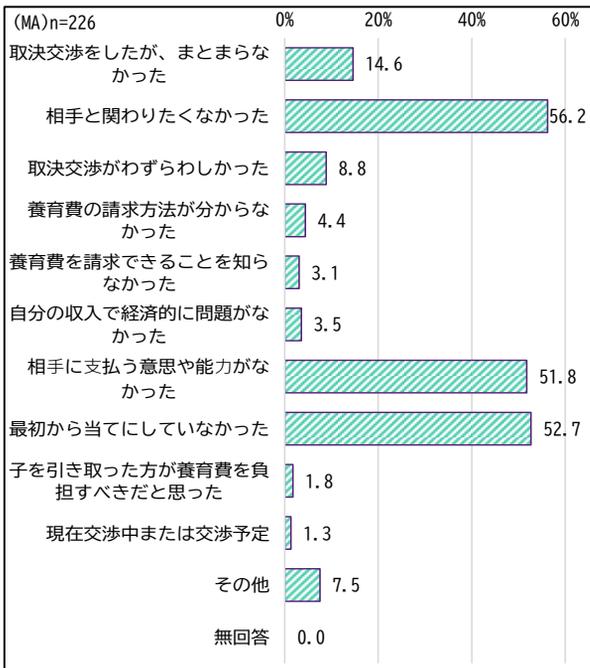
(SA)n=320

【養育費の取り決めをしなかった理由と相談先の有無】

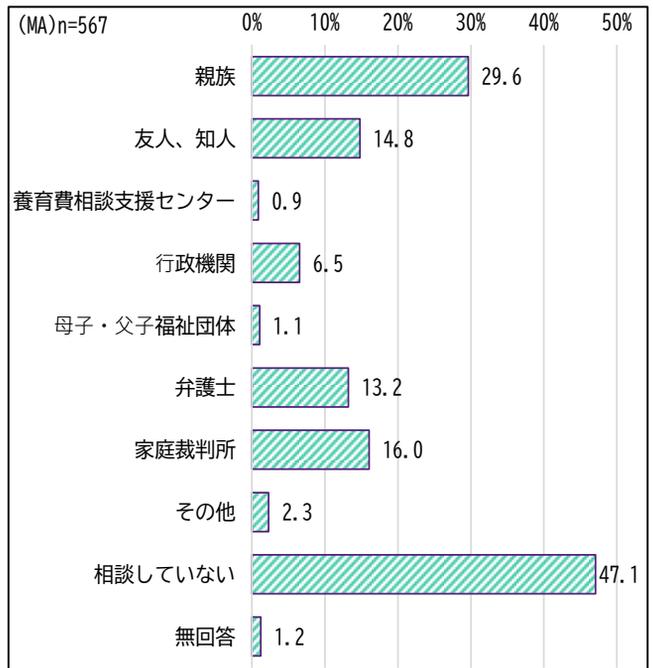
養育費の取り決めをしなかった理由では、「相手と関わりたくなかった」の割合が56.2%と最も高く、次いで「最初から当てにしていなかった」52.7%、「相手に支払う意思や能力がなかった」51.8%となっています。

養育費についての相談先では、「相談していない」の割合が47.1%と最も高く、次いで「親族」29.6%、「家庭裁判所」16.0%となっています。

〈取り決めをしなかった理由〉



〈養育費についての相談先〉



【現状と課題】

○平均就労収入額(母子世帯平均204.2万円)について、一般世帯の水準(給与所得者(女性)平均302万円*)と比べて少なく、多くの世帯が家計に余裕がない状態です。

【参考】 国税庁 R3民間給与実態統計調査
給与所得者(女性)平均給与
302万円

○家計の状況が厳しい中、子を養育する側に負担が偏っているものの、養育費の取得率は約29.8%と低迷しています。

〈今後の方向性〉

- 就労収入の増加を図ることが必要です。
- 貸付金等の経済的支援が必要で。
- 養育費を取決め、確実な取得に繋げるための支援が必要です。

養育費
取得率
(参考値)
約29.8%

収入の確保

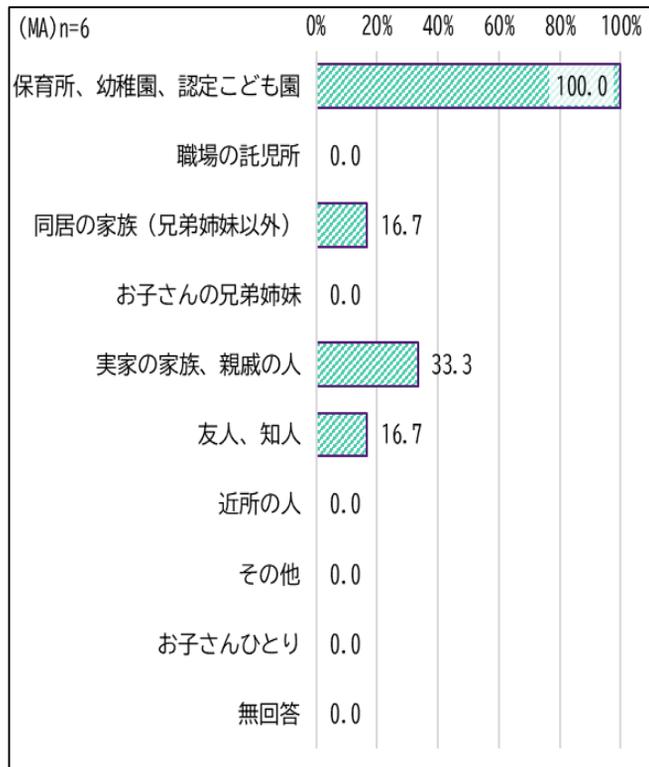
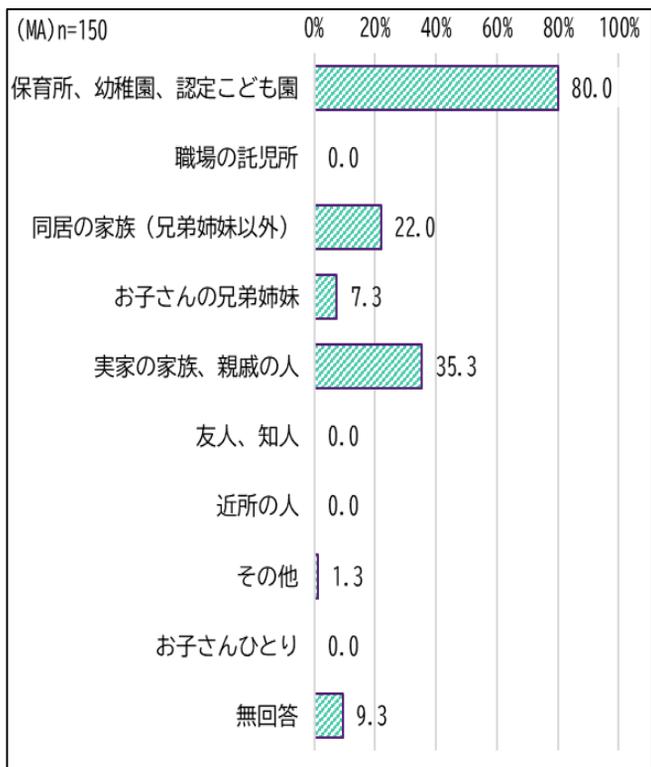


「家計」を支える
取組が必要

⑥子育て・生活の状況

【保護者が仕事等で家にいない場合に、未就学児の世話をする人等】

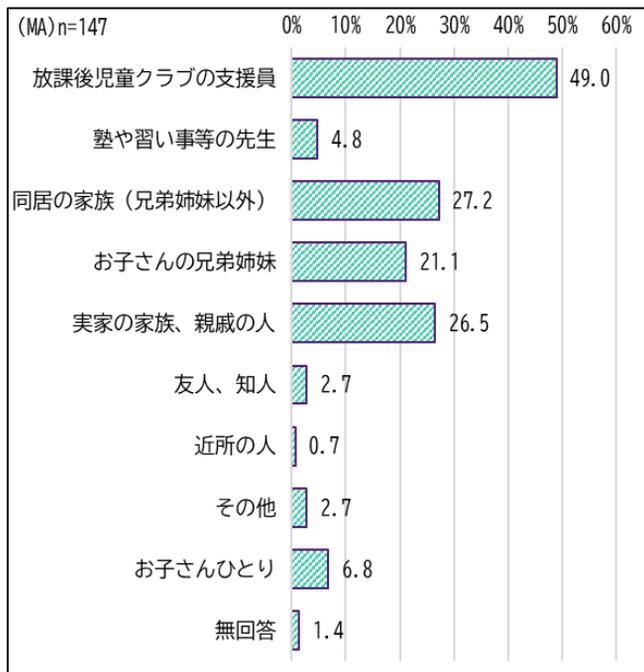
母子世帯・父子世帯共に「保育所等」の割合が最も高く母子80%、父子100%（H29:母子67.1%、父子81.3%）、次いで、「実家の家族等」が母子35.3%、父子33.3%（H29:母子28.2%、父子43.8%）となっています。
 （母子世帯の状況（未就学児））
 （父子世帯の状況（未就学児））



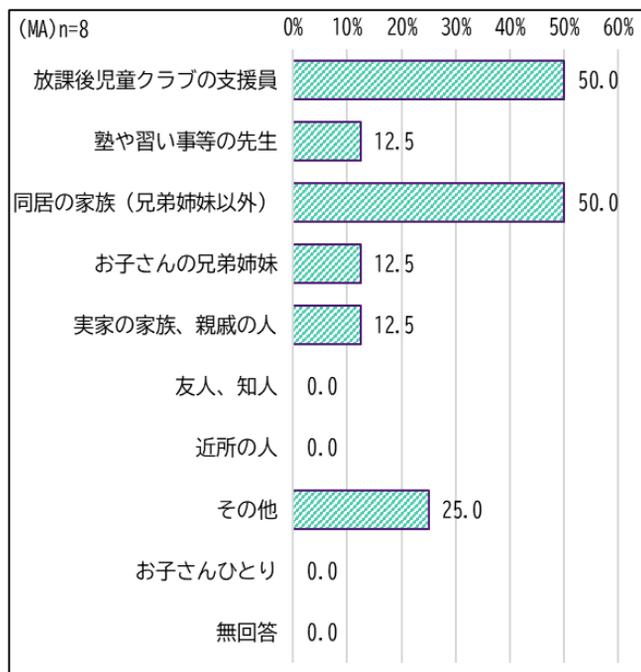
【放課後、小学校1～3年生と一緒に過ごす主な人等】

母子世帯・父子世帯共に「放課後児童クラブの支援員」の割合が最も高く母子49.0%、父子50.0%（※）（H29:母子54.5%、父子66.7%）、次いで、「同居の家族」母子27.2%、父子50.0%（H29:母子35.2%、父子47.6%）となっています。 ※父子世帯では、放課後児童クラブの支援員と同居の家族の割合が同率となっています。

（母子世帯の状況（小学校低学年））



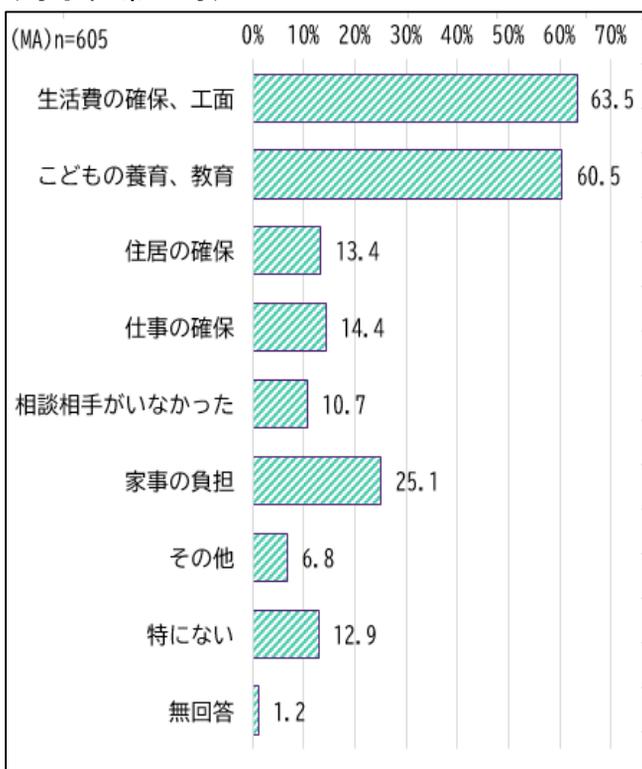
（父子世帯の状況（小学校低学年））



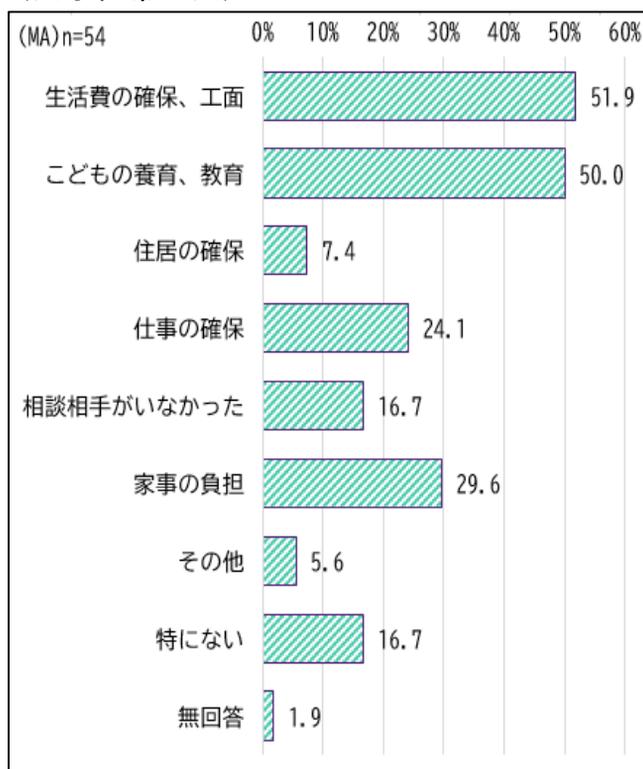
【現在生活するうえで困っていること】

母子世帯の母では「生活費の確保、工面」の割合が最も高く63.5%(H29:50.2%)、次いで、「こどもの養育、教育」60.5%(H29:41.5%)、父子世帯の父では「生活費の確保、工面」の割合が最も高く51.9%(H29:「特にない」(41.0%))、次いで「こどもの養育、教育」が50.0%(H29:35.4%)となっています。

(母子世帯の母)



(父子世帯の父)



【現状と課題】

○多くのひとり親家庭が仕事と子育ての両立に不安・困難を抱えています。

〈今後の方向性〉

- 安定的な就業の実現のためにも、こどもの一時的預かりや居場所づくり等を含めた子育て支援の充実が必要です。
- 残業、疾病等の様々な事情において、家事や子育ての負担軽減を図る日常生活の支援が必要です。

仕事と子育ての
両立の観点から



「子育て」を支える
取組が必要

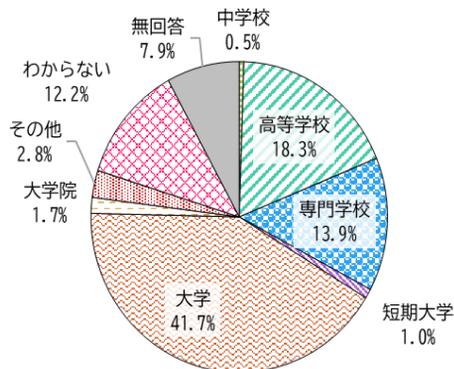
⑦子どもの教育関連

【子どもをどの学校まで進学させたいか】

母子世帯の母では「大学」の割合が最も高く41.7%(H29:28.4%)、次いで、「高等学校」が18.3%(H29:24.3%)、父子世帯の父では、「高等学校」の割合が最も高く40.7%(H29:「大学」35.3%)、次いで、「大学」24.1%(H29:「高等学校」25.7%)となっています。

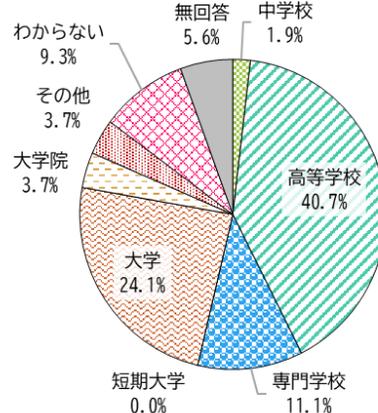
(母子世帯の母)

(SA)n=605



(父子世帯の父)

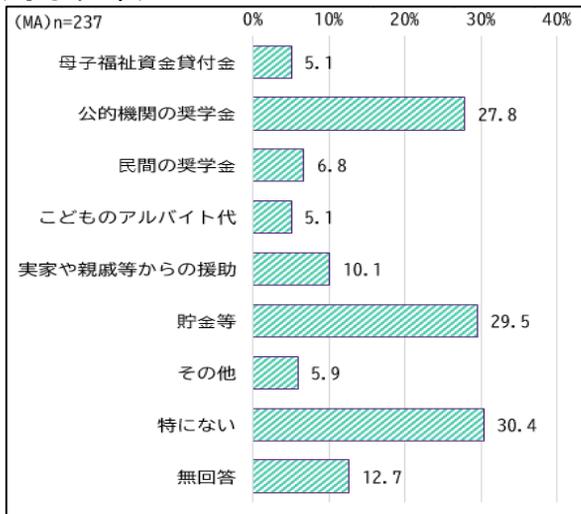
(SA)n=54



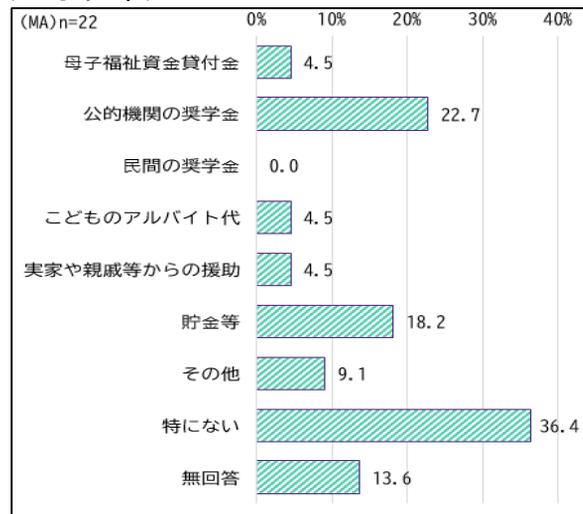
【高校生以上の子どもの教育資金】

母子世帯では、「貯金等」29.5%、「公的機関の奨学金」27.8%、父子世帯では、「公的機関の奨学金」22.7%、「貯金等」18.2%となっています。

(母子世帯)



(父子世帯)

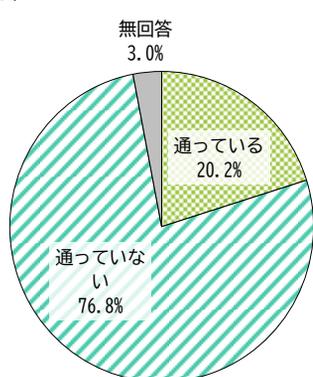


【小学生～高校生の通塾の状況】

母子世帯における通塾状況では、「通っている」20.2%、「通っていない」76.8%となっており、父子世帯では、「通っている」10.4%、「通っていない」89.6%となっています。

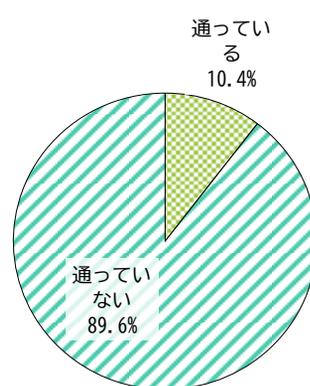
(母子世帯)

(SA)n=496



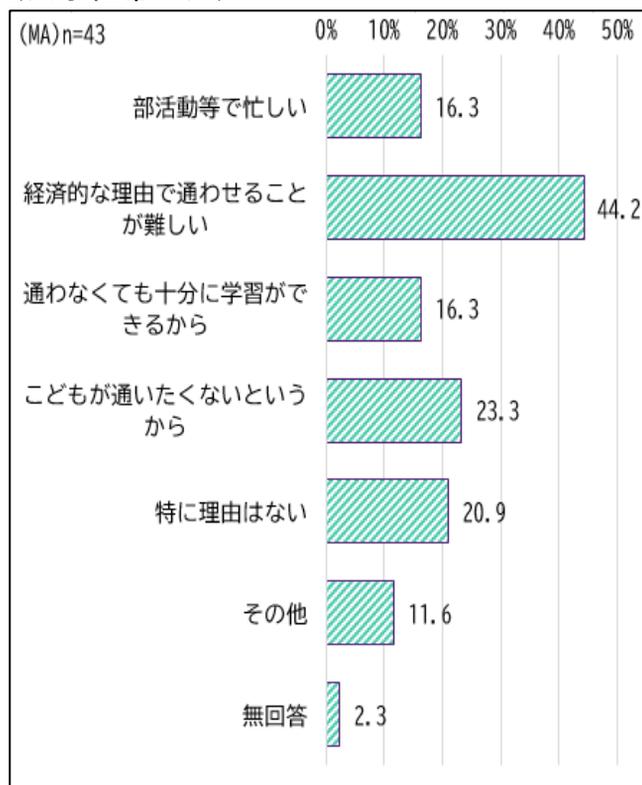
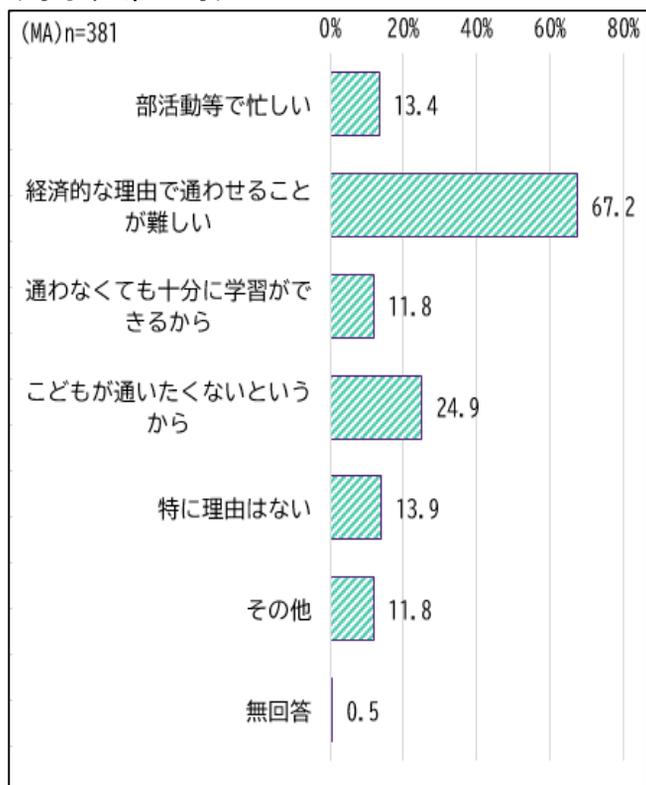
(父子世帯)

(SA)n=48



【子どもが学習塾に通っていない理由】

母子世帯の母・父子世帯の父共に「経済的な理由で通わせることが難しい」の割合が最も高く、母子67.2%、父子44.2%(H29:母子63.7%、父子44.4%)、次いで、母子世帯の母・父子世帯の父共に「子どもが通いたくないというから」が母子24.9%(H29:24.7%)、父子23.3%(H29:「部活動等で忙しい」40.0%)となっています。
 (母子世帯の母) (父子世帯の父)



【現状と課題】

○多くの保護者が子どもの教育や進学に不安・悩み等を抱えており、経済的な理由で塾等に通わせることが難しい状態です。

〈今後の方向性〉

●子ども達の夢の実現を支援するとともに、貧困の連鎖を教育で断つため、「学び」を支える支援が必要です。

子どもの学習を
支援するため



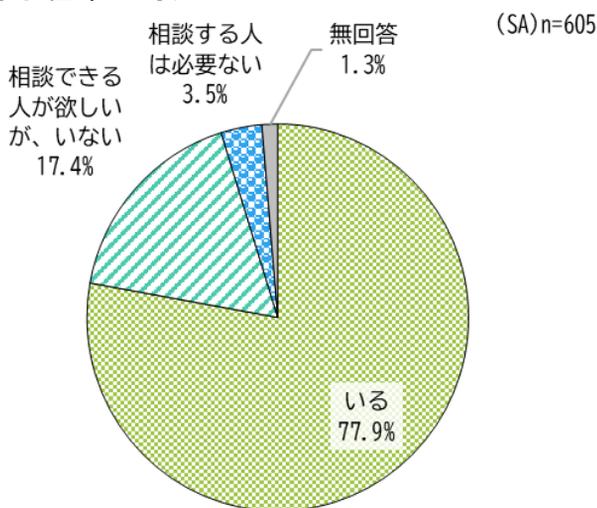
「学び」を支える
取組が必要

⑧相談等の状況

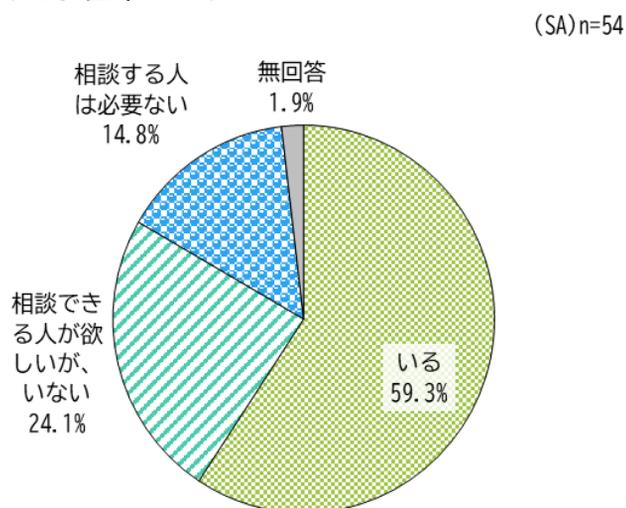
【悩みや子育て等の相談相手の有無】

母子世帯の母・父子世帯の父共に「いる」の割合が最も高く、母子77.9%、父子59.3%(H29:母子60.9%、父子49.3%)、次いで、「相談できる人が欲しいが、いない」母子17.4%、父子24.1%(H29:母子12.6%、父子25.0%)の割合が高くなっています。なお、「必要ない」の割合は、母子世帯の母が3.5%(H29:6.7%)、父子世帯の父が14.8%(H29:22.9%)となっています。

(母子世帯の母)



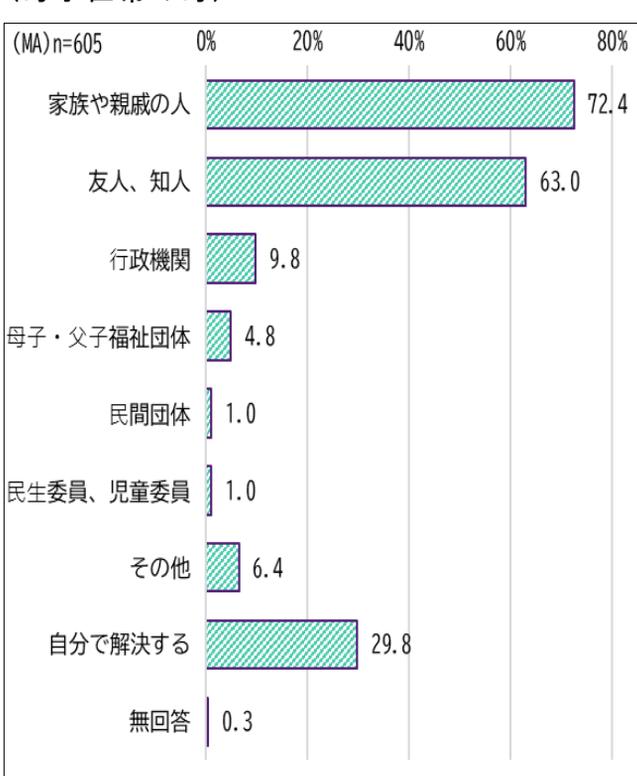
(父子世帯の父)



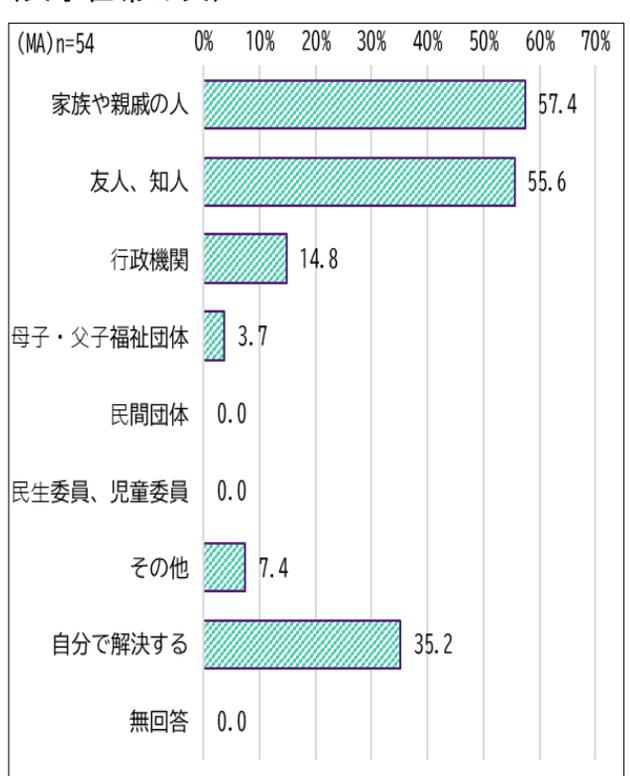
【相談相手の種別】

母子世帯の母・父子世帯の父共に「家族や親戚の人」の割合が最も高く、母子72.4%、父子57.4%(H29:母子58.3%、父子66.0%)、次いで、母子世帯の母・父子世帯の父共に「友人、知人」が母子63%、父子55.6%(H29:母子「友人、知人」50.4%、父子「自分で解決する」44.4%)となっています。

(母子世帯の母)



(父子世帯の父)



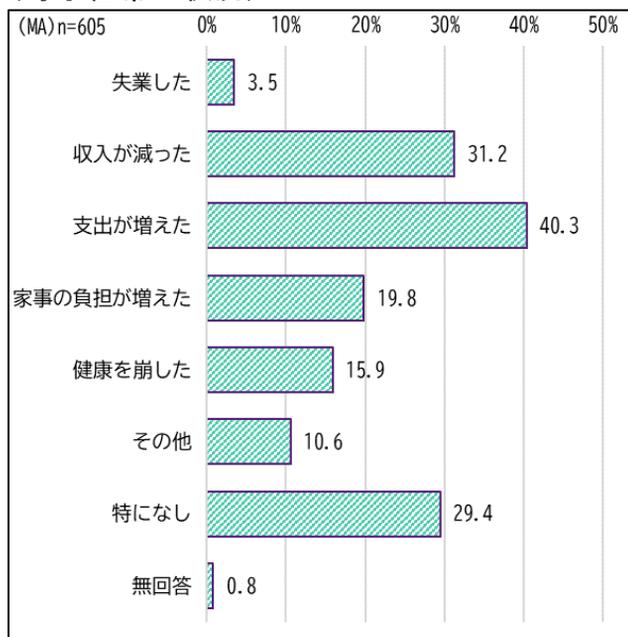
⑨新型コロナウイルス感染症及び物価高騰による生活への影響

【新型コロナの生活への影響】

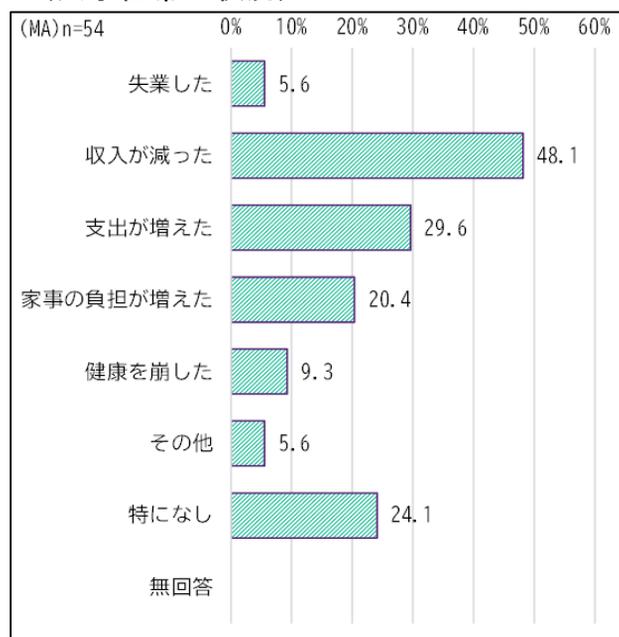
令和元年末に発生し、世界的なパンデミックを引き起こした新型コロナウイルス感染症は、子育てと仕事を一人で担うひとり親家庭の生活にも大きな影響をもたらしたことが推察されましたが、県内における状況について把握するため、生活にどのような影響が生じたかを問う設問を設けて調査を行いました。

その結果、母子世帯においては「支出が増えた」(40.3%)の割合が最も高く、次いで「収入が減った」(31.2%)の回答が多くなっています。また、父子世帯においては、「収入が減った」(48.1%)が最も高く、次いで、「支出が増えた」(29.6%)となっており、新型コロナウイルス感染症により、就労環境の悪化や仕事の減少、学級閉鎖や自宅勤務等に伴う家計からの支出の増加といった状況が生じたことがうかがえます。

(母子世帯の状況)



(父子世帯の状況)



【物価高騰の生活への影響】

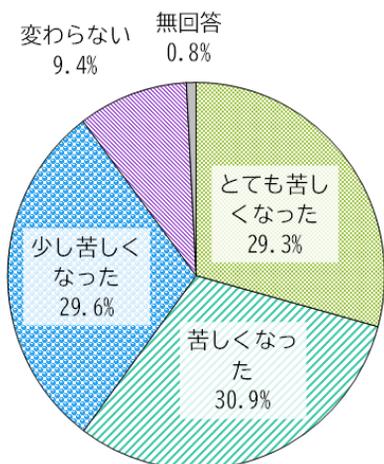
そのような状況の中、令和4年以降、急激な物価高騰が家計に深刻な影響を与えており、その影響は長期化しています。

今回、物価高騰がひとり親家庭等に対し、どのように影響を与えているか、設問を設けて調査を行いました。

その結果、母子世帯では89.8%、父子世帯では96.3%が生活が苦しくなったと回答しており、新型コロナと物価高騰の二重の環境悪化がひとり親家庭の生活に大きな影を落としていることが判りました。

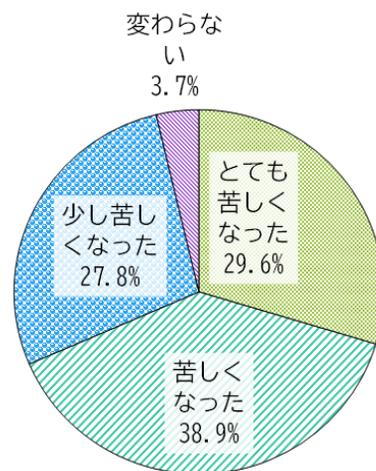
(母子世帯の状況)

(SA)n=605



(父子世帯の状況)

(SA)n=54

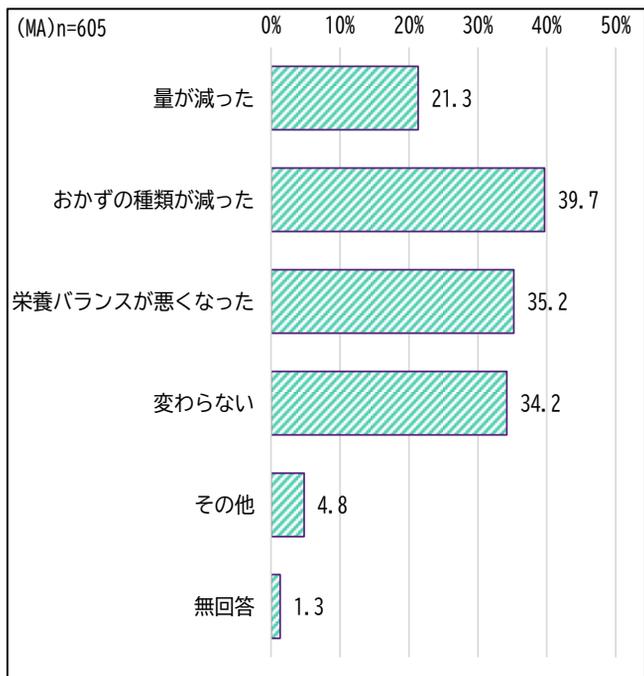


【物価高騰による食事への影響】

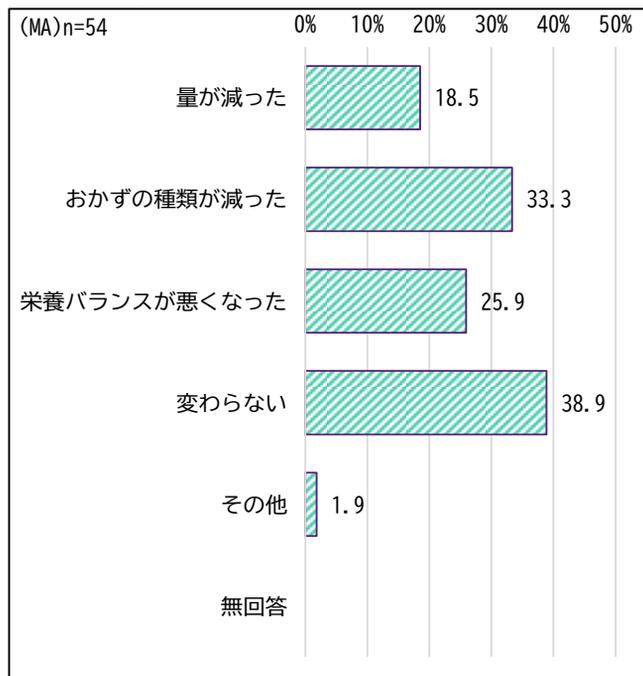
物価高騰による食事への影響について、母子世帯では「おかずの種類が減った」(39.7%)の割合が、父子世帯では「変わらない」(38.9%)の割合が最も高くなっています。

また、「栄養バランスが悪くなった」の割合が、母子世帯(35.2%)では父子世帯(25.9%)より9.3ポイント高くなっています。

(母子世帯の状況)



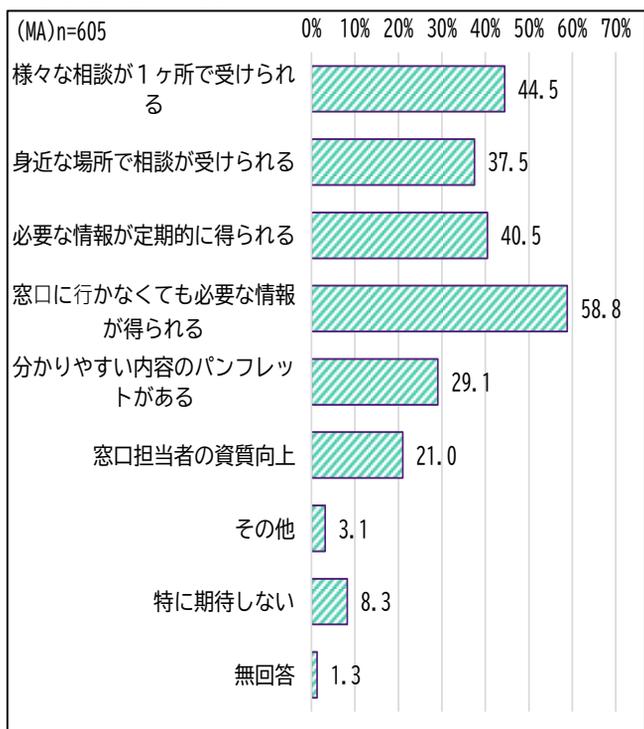
(父子世帯の状況)



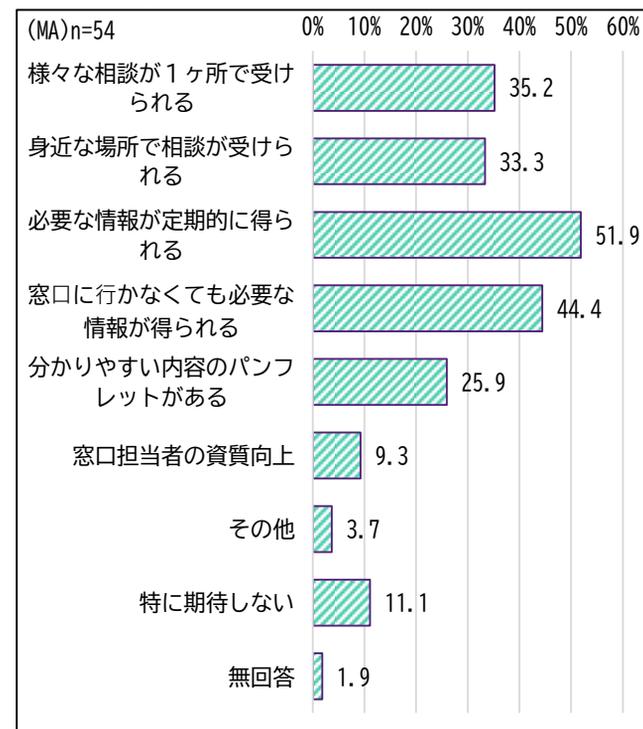
【各種支援制度等の情報提供や相談窓口について期待すること】

母子世帯の母が期待することでは、「窓口に行かなくても必要な情報が得られる」の割合が58.8%と最も高く、次いで、「様々な相談が1ヶ所で受けられる」44.5%、「必要な情報が定期的に得られる」40.5%となっています。父子世帯の父では、「必要な情報が定期的に得られる」の割合が51.9%と最も高く、次いで、「窓口に行かなくても必要な情報が得られる」44.4%、「様々な相談が1ヶ所で受けられる」35.2%となっています。

(母子世帯の母)

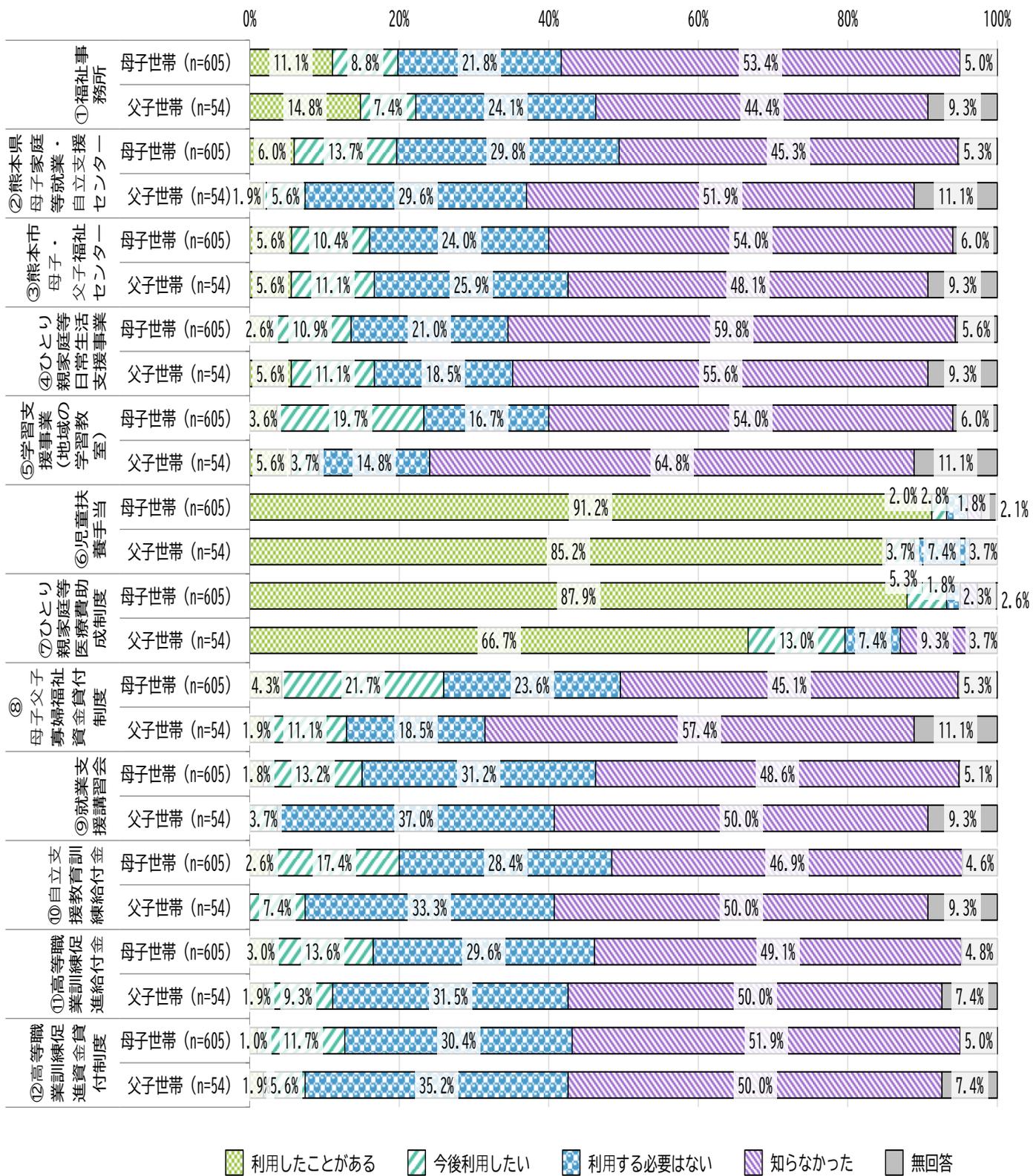


(父子世帯の父)



【各種支援制度の利用状況】

各種支援制度の利用について、母子世帯、父子世帯ともに「児童扶養手当」「ひとり親家庭等医療費助成制度」は、「利用したことがある」との回答が過半数を超えており、利用に繋がっていることがうかがえますが、それ以外の制度については、「知らない」の回答が4割を超え、特に、父子世帯においては「学習支援事業（地域の学習教室）」が6割を超えるなど、更なる周知・広報が必要です。



利用したことがある
 今後利用したい
 利用する必要はない
 知らなかった
 無回答

【現状と課題】

○相談できずに、地域の中で孤立している世帯は少なくありません。

〈今後の方向性〉

- 相談窓口や各種事業の広報啓発を強化し、利用を促進するとともに、世帯間の相互交流による精神的負担の緩和を図ることが必要です。
- 社会全体で「ひとり親家庭等を支える必要がある」という共通認識を醸成していくことが必要です。

孤立化防止と
社会的理解の
促進のため



「安心・交流」
を支える
取組が必要

非常事態を含めた 支援体制の強化が必要

～災害や感染症等の非常事態による生活への影響に対する支援の観点～

【現状と課題】

○災害(熊本地震や令和2年7月豪雨)や新興感染症(新型コロナウイルス等)、物価高騰など非常事態における、ひとり親家庭への影響は、深刻なものとなります。

〈今後の方向性〉

- 非常事態において、国等の動向を注視しつつ、迅速に手厚い支援を届けるため支援拠点の整備が必要です。
- 非常事態に限らず、必要な情報を届けるための体制の強化が必要です。

<「現状と課題」から施策体系への整理>

【現状と課題】

- (1) 安定的な雇用の確保
- (2) 収入の確保
- (3) 仕事と子育ての両立
- (4) こどもの学習支援
- (5) 孤立化防止と社会的理解の促進
- (6) 災害や感染症等の非常事態による生活への影響に対する支援

〈施策体系〉

- 1 「仕事」を支える
- 2 「家計」を支える
- 3 「子育て」を支える
- 4 「学び」を支える
- 5 「安心・交流」を支える

必要な方にタイムリーに必要な情報をつなげる
広報啓発の強化

第3章

基本理念と基本目標

- 1 基本理念
- 2 計画期間
- 3 基本目標
- 4 計画概要

第3章 基本理念と基本目標

1 基本理念

～ひとり親家庭等が自立し安心して生活できる環境づくりの推進～

本計画は、第2章で検証した現状と課題等を踏まえ、各種取組を通して、それぞれのひとり親家庭等が、長期的な視点でより良い未来に向けた自立を促進するとともに、非常事態を含む様々な状況下でも安心して生活ができる環境を実現するため、上記の基本理念を掲げ、5つの基本目標のもと、総合的な施策を展開していきます。

2 計画期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

3 基本目標

1 「仕事」を支える

就業を支援し、資格取得の推進や雇用環境を整えることで、安定した生活の実現を目指します。

2 「家計」を支える

手当の支給や生活資金の貸付等により、経済的な安定を支援します。

3 「子育て」を支える

仕事と子育ての両立を支援し、子ども達の健やかな成長を支えます。

4 「学び」を支える

子ども達の学び等を支え、子ども達の夢の実現を応援します。

5 「安心・交流」を支える

非常事態時の支援や相談体制の充実、相互交流の促進等により安心して生活できる環境づくりを進めます。

＜第5期熊本県ひとり親家庭等自立促進計画の概要＞

第1章 ひとり親家庭等自立促進計画について

○計画改定の趣旨
ひとり親家庭等は仕事と子育てをひとり担い、様々な課題を抱えていることから、仕事や生活全般に係る総合的な支援が必要。令和6年(2024年)3月をもって現行(第4期)計画の計画期間が終了するため、今回計画改定を行う。

○計画の位置づけ
母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の規定に基づく計画
○計画期間
令和6年(2024年)4月から令和11年(2029年)3月まで(5年間)
○これまでの計画
・平成18年(2006年)4月～第1期・平成21年(2009年)4月～第2期
・平成18年(2006年)4月～第3期・平成31年(2019年)4月～第4期
・平成26年(2014年)4月～第5期

第2章 ひとり親家庭等の現状と課題

- 【○現状と課題、●今後の方向性】
- (1) 安定的な雇用の確保
 - 就業率は約9割だが、約3割が非正規雇用
 - より良い条件での就労に向けた資格取得支援や就業相談の実施が必要
 - 民間による雇用促進を図ることが必要
 - (2) 収入の確保
 - 平均就労収入額(母子世帯平均204.2万円)について、一般世帯のそれ(給与所得(女性)平均302万円*)と比べて少なく、家計に余裕がない世帯が多い。*国税庁R3民間給与実態統計調査
 - 就労収入の増加を図ることが必要
 - 貸付金等の経済的支援が必要
 - 養育費を取り決め、確実な取得に繋げるための支援が必要
 - (3) 仕事と子育ての両立
 - 仕事と子育ての両立に不安・困難を抱えているひとり親家庭が多い
 - 安定的な就業の実現のためにも、こどもの一時的預かりや居場所づくり等の含めた子育て支援の充実が必要
 - 残業、疾病等の様々な事象において、家事や育児の負担軽減を図る日常生活の支援が必要
 - (4) こどもの学習支援
 - 多くの保護者がこどもの教育や進学に不安・悩み等を抱えており経済的理由で塾等に通うことが難しい
 - こども達の夢の実現を支援するとともに、貧困の連鎖を教育で断つため、「学び」を支える支援が必要
 - (5) 孤立化防止と社会的理解の促進
 - 相談せずに、地域の中で孤立している世帯が少なくない
 - 相談窓口や各事業の広報啓発を強化し、利用を促進するとともに、世帯間の相互交流による精神的負担の緩和を図ることが必要
 - 社会全体でひとり親家庭等を支える必要があるという共通認識を醸成していくことが必要
 - (6) 災害や感染症等の非常事態による生活への影響に対する支援
 - 災害(熊本地震や令和2年7月豪雨)や新興感染症(新型コロナウイルス等)、物価高騰など非常事態において、ひとり親家庭への影響が深刻
 - 非常事態において、国等の動向を注視しつつ、迅速に手厚い支援を届けるため支援拠点の整備が必要
 - 非常事態に限らず、必要な情報を届けるための体制の強化が必要

第3章 基本理念と基本目標

基本理念

特に強化する取組

ひとり親家庭等に関する実態調査(令和4年(2022年)実施)の結果を踏まえ、第5期計画では特に、以下の取組を重点的に推進する。
①より良い条件での就労及び収入確保に向けた支援 ②こどもの生活や学習への支援 ③各種取組の広報啓発の強化

第4章 具体的な施策と数値目標

基本理念

特に強化する取組

ひとり親家庭等に関する実態調査(令和4年(2022年)実施)の結果を踏まえ、第5期計画では特に、以下の取組を重点的に推進する。
①より良い条件での就労及び収入確保に向けた支援 ②こどもの生活や学習への支援 ③各種取組の広報啓発の強化

基本目標と施策体系

基本目標と施策体系	施策	数値目標
1「仕事」を支える	<ul style="list-style-type: none"> ○職業紹介や就業相談 ○資格や技術取得の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 【新】就業相談・情報提供(県) 【新】マザーズハローワーク事業(国) 【新】高等職業訓練促進貸付金貸付事業(県) 【新】職業訓練促進給付金(県) 【新】就業支援講習会(県) 【新】特定求職者雇用開発助成金制度(国) 【新】生活保護受給者等就労自立促進事業(複数主体) 【新】民間による就労支援(雇用促進や福利厚生制度等を整備・充実)(複数主体)等
2「家計」を支える	<ul style="list-style-type: none"> ○手当や貸付 ○養育費確保及び継続的な履行確保の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 【新】児童扶養手当の支給(国) 【新】母子父子寡婦福祉金貸付(県) 【新】弁護士による相談(県) 【新】養育費確保支援事業(県) 【新】養育費についての啓発(県、市町村) 【新】民間による家計支援(フードバンクによる食料、日用品提供等)(複数主体)等 【新】ひとり親家庭等医療費助成事業(市町村)
3「子育て」を支える	<ul style="list-style-type: none"> ○保育サービス等の確かな提供 ○一時的な預かりや居場所づくり ○日常生活の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 【新】教育・保育施設の整備(市町村) 【新】延長保育等推進、病児・病後児保育事業(市町村) 【新】「よかホス」の推進による子育て支援(県) 【新】住宅確保要配慮者への支援(複数主体) 【新】ひとり親家庭等日常生活支援事業(市町村) 【新】民間による子育て支援(子ども食堂等による居場所づくり等)(複数主体)等
4「学び」を支える	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者への支援 ○こどもたちの学習等の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 【新】こどもの教育に関する相談体制の整備、充実 【新】経済的支援に関する情報提供体制の整備 【新】地域の学習教室(県) 【新】ひとり親家庭等奨励金の支給(県) 【新】高校認定試験合格支援事業(県) 【新】子どもの学習援助事業(県) 【新】放課後子ども教室推進事業(県、市町村)等
5「安心・交流」を支える	<ul style="list-style-type: none"> ○相談への対応 ○相互交流の促進 ○社会的心理的の促進 ○非常事態時の支援 ○情報提供や広報啓発の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 【新】母子家庭等就業、自立支援センターでの相談(県) 【新】母子・父子休業ホーム「しらゆり」を活用した取組(複数主体) 【新】研修会、交流会の実施(県) 【新】ひとり親家庭の支援拠点を活用した物資配布等の支援(複数主体) 【新】新規感染症や災害の発生など非常時ににおける情報提供体制の強化(複数主体) 【新】こども達への各種支援に関する情報提供体制の整備(複数主体)

第5章 計画の推進に向けて

- 国、県、市町村等の関係機関、企業・民間団体等がそれぞれの立場で役割を果たし、社会全体でひとり親家庭等を支えていく。
- 計画期間中、進捗状況を確認し、必要に応じて、ひとり親家庭等自立促進計画推進委員会に報告、協議を行う。

第4章

具体的な施策と数値目標

- 1 「仕事」を支える
- 2 「家計」を支える
- 3 「子育て」を支える
- 4 「学び」を支える
- 5 「安心・交流」を支える

第4章 具体的な施策と数値目標

1 「仕事」を支える

就業を支援し、資格取得の推進や雇用環境を整えることで、安定した生活の実現を目指します。

【数値目標】

- ★就業・自立支援センター事業による就業相談・情報提供
- ★自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金による資格取得
- ★就業支援講習会による技能習得、スキルアップ等

計画期間中に合計600人の就業・資格取得を実現



就業相談の様子



就業支援講習会の様子

<施策の分類>

<具体的な施策>

職業紹介や就業相談

- ◆就業相談・情報提供
- ◆母子・父子自立支援プログラム
- ◇マザーズハローワーク事業

資格や技術取得の支援

- ◆高等職業訓練促進資金貸付事業
- ◆自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金
- ◆就業支援講習会
- 公共職業訓練
- ◇求職者支援制度

ひとり親の雇用促進

- ◇特定求職者雇用開発助成金制度
- 生活保護受給者等就労自立促進事業
- ◆雇用促進や事業主に対する啓発活動

民間と連携した取組

- 民間による就労支援
(雇用促進や福利厚生制度等を整備充実)

◇国事業、◆県事業、□市町村事業、●複数主体事業

◆**就業相談・情報提供**

母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、家庭の状況や職業能力の適性等を踏まえ、就業に関する各種相談に対応するとともに、求職者の登録や職業紹介等により就業を支援します。

◆**母子・父子自立支援プログラム**

各福祉事務所において、相談者の生活や子育ての状況等を踏まえた自立支援プログラムを策定し、就労等による自立に向けた各種支援を行います。

◇**マザーズハローワーク事業**

マザーズハローワーク・マザーズコーナーにおいて、こども連れで求職活動ができる環境を整備しており、担当者制による職業相談・職業紹介、仕事と子育てを両立しやすい求人情報の提供など、きめ細かな就職支援を行います。

◆**高等職業訓練促進資金貸付事業**

高等職業訓練促進給付金を活用し資格取得を目指す方に、養成機関への入学準備金等を貸し付ける事業を行う団体に補助を行うことで、資格取得や自立を支援します。

◆**自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金**

資格講座受講費を補助する「自立支援教育訓練給付金」や、看護師養成機関等に在学中の生活費等を支援する「高等職業訓練促進給付金」により資格取得を支援します。

◆**就業支援講習会**

母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、医療・福祉系等の講習会を開催し、就職に必要な知識・技能の習得やスキルアップ等を支援します。

●**公共職業訓練**

離職者向け職業訓練に母子家庭の母等の優先枠を設け、就職に必要な知識・技能を習得するための職業訓練等を実施します。

◇**求職者支援制度**

雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練を受講する機会を確保するとともに、訓練期間中に給付金を支給する取組などを通じ、就職を支援します。

◇**特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用事業**

ハローワークや特定の職業紹介事業者の紹介により、母子家庭の母等の特定の求職者を継続して雇用した企業や一定期間試行雇用した企業に対し、助成金を給付することで雇用を促進します。

●**生活保護受給者等就労自立促進事業**

国(労働局・ハローワーク)と県の協定に基づき、児童扶養手当受給者等に対し、福祉部門と雇用部門が緊密に連携し、効果的・効率的な就労支援を実施します。

◆**雇用促進や事業主に対する啓発活動**

特定求職者雇用開発助成金等の制度を活用し、雇用促進を推進します。また、経営者団体等の協力を得ながら、雇用促進や環境整備等に関する事業主への啓発を行うとともに、求人開拓を実施します。

●**民間による就労支援**

県では、企業等への雇用促進に関する協力を依頼し、優先雇用の実施や福利厚生制度の整備・充実など、ひとり親の雇用等に理解がある企業等が増え、多くのひとり親の方が安心して働くことができる姿を目指します。

手当や貸付

◇**児童扶養手当の支給**

ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するため、所得やこどもの人数に応じて児童扶養手当を支給します。

◆**母子父子寡婦福祉資金貸付**

こどもの修学に必要な資金を貸し付ける「修学資金」や、ひとり親家庭になって間もない世帯の生活安定等を目的として必要な生活費等を貸し付ける「生活資金」など、ひとり親家庭等の生活に必要な資金の貸付を行います。

継続的な履行確保の支援
養育費確保及び

◆**弁護士による相談事業**

母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、養育費の取決や履行確保等に関し、弁護士による無料法律相談(事前予約制)を実施します。養育費に関する相談のほか、面会交流や財産分与等の様々な法律問題等についても相談できます。

新

●**養育費確保支援事業**

養育費の取決を行うひとり親に対し、養育費の継続した履行確保を図るため、養育費に関する公正証書等作成経費及び養育費保証契約締結経費について、補助金を支給します。

●**養育費についての啓発**

養育費についての理解を促進するため、行政のみならず、社会福祉法人熊本県ひとり親家庭福祉協議会や弁護士会などの関係団体等が連携し、啓発活動を行います。

民間と連携した取組

●**民間による家計支援**

県では、児童扶養手当の支給や母子父子寡婦福祉資金貸付等の制度に基づく家計支援を行うほか、ひとり親家庭のこどもを対象とした民間企業や団体による給付金の支給や、フードバンクによる食材・日用品提供等の取組との連携を図ります。

熊本市南区にあるフードバンク熊本では、企業や農家の方などからの物資を受け入れ、支援が必要な家庭や施設・団体、こども食堂等に提供されています。

医療費の助成

□**ひとり親家庭等医療費助成**

ひとり親家庭等の医療費負担の軽減による生活の安定を図るため、医療費自己負担額の一部を助成します。

3 「子育て」を支える

仕事と子育ての両立を支援し、こども達の健やかな成長を支えます。

【数値目標】

★こども食堂設置箇所数(累計値)

現状(R5. 8月末)
157箇所 →

目標
250箇所



(参考:こども食堂での食事提供の一例)

<施策の分類>

<具体的な施策>

保育サービス等の
確実な提供

□教育・保育施設の整備

一時的な預かりや
こどもの居場所づくり

- 延長保育等の推進
- 病児・病後児保育事業
- ショートステイ、トワイライトステイ事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 放課後児童クラブの実施

日常生活の支援

- ◆「よかボス」の推進
- ◆母子生活支援施設
- ひとり親家庭等日常生活支援事業
- 公営住宅の優先入居
- 住宅確保要配慮者への支援

民間と連携した取組

●民間による子育て支援
(こども食堂等による居場所づくり等)

□教育・保育施設の整備

安心して仕事と子育てが両立できるよう、保育所の新設や増改築等による定員増への支援に加え、地域の保育所と連携して、家庭的保育の充実を支援します。

□延長保育等の推進

仕事と子育ての両立を支援し様々な保育サービスに対応するため、保育時間を延長して乳幼児を預かる延長保育、保護者の冠婚葬祭等の際に一時的に保育を行う一時預かりを推進します。

□病児・病後児保育事業

保護者が就労しこどもが病気の際に、自宅での保育が困難な場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師や保育士が一時的に預かる病児・病後児保育を推進します。

□ショートステイ、トワイライトステイ事業

様々な事情で家庭でのこどもの世話が一時的に難しくなった時や、緊急一時的に保護が必要なときにこどもを預かり又は保護するショートステイ事業や、仕事などの理由で一時的に夜間又は休日にこどもを預かり、食事などの世話をするトワイライトステイ事業を推進します。

□ファミリー・サポート・センター事業

保育所の送迎に間に合わないときなど、子育てを手伝って欲しい人(依頼会員)が子育てを手伝いたい人(提供会員)に依頼するファミリー・サポート・センター事業を推進します。

□放課後児童クラブの実施

放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの受け皿整備を着実に進め、放課後児童クラブの安定的な運営の確保と職員の資質向上を図るとともに、「放課後子供教室」を推進する教育委員会と連携し、全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごすことができるよう、放課後児童対策に取り組めます。

◆「よかボス(*)」の推進

企業経営者等が、社員の仕事と生活を応援する本県独自の「よかボス」の取組を県全体に広げることで、誰もが働きやすい環境の整備と、結婚、子育て、介護などのライフステージに応じた支援に取り組めます。

* 「よかボス」は、自ら仕事と生活の充実に取り組むとともに、共に働く社員や職員、従業員等の仕事と生活の充実を応援するボス(企業の代表者等)のことです。熊本県では、県民一人ひとりの「幸せな人生の実現」のために、県民の総幸福量の最大化を目指して、企業のトップが、社員の仕事と、結婚や子育て介護などの充実した生活ができるよう応援することを宣言する「よかボス宣言」に、オール熊本で取り組んでいます。

◆母子生活支援施設

経済的に非常に厳しい状態にある又は配偶者からのDVを受けている等を理由とした子育てが困難な母子を母子生活支援施設で保護し、自立を支援します。

□ひとり親家庭等日常生活支援事業

自立のための就学や病気などの理由で一時的に家事や育児等の日常生活への支援が必要なひとり親家庭等に「家庭生活支援員」を派遣し、こどもの世話などを行う日常生活支援事業を推進します。

●公営住宅の優先入居

ひとり親家庭が県営住宅に入居する際に、当選倍率を優遇する倍率優遇制度を実施します。引き続き、市町村営住宅への優先入居制度の導入を推進します。

●住宅確保要配慮者への支援

住宅確保要配慮者居住支援法人(*)に指定されている民間団体等との連携により、賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談、見守りなどの支援を行います。

* 住宅の確保に特に配慮を要する者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進を図るため、家賃債務保証の実施、入居に係る情報提供等を実施する法人として、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき都道府県に指定された法人

●民間による子育て支援

現在、地域住民や民間団体等による子ども達への取組として、子ども食堂や地域食堂等が増加しています。子ども食堂は、令和5年8月現在、県内に157箇所が開設されています。

この取組は、自治会やNPO等が主体となり、食事の提供、居場所づくり、世代間交流、地域のつながりづくりなど様々な機能・役割を果たしています。

県では、このような民間の取組と連携を図りながら、ひとり親家庭等への子育て支援を推進するとともに、子ども達に寄り添った支援につながるようサポートを行います。



〈子ども食堂の様子(一例)〉

4 「学び」を支える

子ども達の学び等を支え、子ども達の夢の実現を応援します。

【数値目標】

★地域の学習教室の生徒数

現状(R4) 1,117人 → 目標 1,800人

★「応援の塾」市町村カバー率

現状(R4) 33% → 目標 50%
(+9市町村)



「地域の学習教室」の様子

<施策の分類>

<具体的な施策>

新 保護者への支援

新

●子どもの教育に関する相談体制の整備・充実

新

●経済的支援に関する情報提供体制の整備

子どもたちの
学習等の支援

◆地域の学習教室

◆ひとり親家庭応援の塾

◆高卒認定試験合格支援給付金

◆子どもの学習・生活支援事業

◆地域未来塾事業

◆放課後子供教室推進事業

◆学校支援活動

新

◆ヤングケアラー支援体制強化事業

新 ●こどもの教育に関する相談体制の整備・充実

こどもの教育・進学に関する悩みを抱えるひとり親に対し、学習支援の場を活用した相談対応等に取り組みます。

新 ●経済的支援に関する情報提供体制の整備

ひとり親世帯を対象とした各種奨学金等の経済的支援に関する情報提供を行います。

◆地域の学習教室

地域の公民館や社会福祉施設等を活用し、退職された教員や大学生などが勉強を教える「地域の学習教室」を県内各地に展開します。こども達の最寄りの地域で、学びの場・安らぎの居場所を確保・提供します。

◆ひとり親家庭応援の塾 ※『2022年度ベスト育児制度賞』を受賞

学習塾の御厚意により、ひとり親家庭のこども達を割引料金で受け入れていただく「ひとり親家庭応援の塾」を募集し、広報周知を図ることにより、こども達の進学の夢の実現を支援します。



◆ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

ひとり親家庭の親又はこどもが受講する高等学校卒業程度認定試験講座受講費を補助することで、親の学び直しやこどもの進学等を支援します。

◆子どもの学習・生活支援事業

生活保護世帯や生活困窮世帯を対象に、こどもの学習・進学のための支援、こどもが生活習慣を身に着けるための支援、ひきこもりや不登校のこどもに関する支援を行います。

◆地域未来塾事業(地域学校協働活動推進事業)

退職された教員や大学生等の幅広い地域人材の協力を得て、中学生へ学習機会を提供する「地域未来塾」を実施します。

◆放課後子供教室推進事業(地域学校協働活動推進事業)

学校の余裕教室等を活用し、放課後や週末のこども達の安全・安心な居場所づくりを進めます。放課後子供教室では、地域の方々の参画を得て、こども達に学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供します。

◆学校支援活動(地域学校協働活動推進事業)

丸付けボランティアや習字指導補助等、幅広い地域住民等の支援を得て、地域全体でこどもの学びを支える学校支援活動を推進します。

新 ◆ヤングケアラー支援体制強化事業

ヤングケアラー相談支援センターにおいて、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に担うことで、こどもの時間が奪われ、健やかな育ちや学業などに影響が生じているこどもやその家庭などからの相談に対応するとともに、市町村や関係機関等と連携して支援を行います。

〈地域の学習教室実施風景〉



5 「安心・交流」を支える

非常事態時の支援や相談体制の充実、相互交流の促進等により安心して生活できる環境づくりを進めます。



県主催の交流会の様子

<施策の分類>

<具体的な施策>

相談への対応

- ◆母子家庭等就業・自立支援センターでの相談対応
- ◆福祉事務所や児童相談所での相談対応
- 民生委員・児童委員、主任児童委員による相談対応

相互交流の促進

- ◆交流会の開催
- ひとり親家庭福祉協議会における交流イベントの開催
- 母子・父子休養ホーム「しらゆり」を活用した取組

社会的な理解の促進

- ◆研修会や啓発活動の実施

新 非常事態時の支援

- 新** ●ひとり親家庭の支援拠点を活用した物資配布等の支援

新 情報提供や
広報啓発の充実

- 新** ●新興感染症や災害の発生など非常時における情報提供体制の強化
- 新** ●子ども達への各種支援に関する情報提供体制の整備

相談への対応

◆母子家庭等就業・自立支援センターでの相談対応

センターは、ひとり親家庭等の就業や生活等に関する様々な相談に対応する総合的な相談窓口です。弁護士などの専門の相談員が、土日祝日を含め、相談に対応し(一部事前予約制)、内容に応じてハローワークや市町村等の関係機関と連携して支援を行います。

◆福祉事務所や児童相談所での相談対応

福祉事務所に配置する母子・父子自立支援員や、児童相談所における専門の相談員が、子育てや生活等に関する様々な相談に応じるとともに、それぞれの状況に応じた助言や支援を行います。

□民生委員・児童委員、主任児童委員による相談対応

地域において、民生委員・児童委員や主任児童委員が、市町村や関係機関と連携しながら解決に向けた支援を行います。

相互交流の促進

◆交流会の開催

「地域の学習教室」に参加する親子や学習支援員、民間団体や地域住民等の交流を促進するための交流会を開催します。

●ひとり親家庭福祉協議会における交流イベントの開催

新入学児のお祝い会や夏休み期間中に開催する1泊2日の屋外研修、親子ふれあい活動などにより、ひとり親家庭等の繋がりを強化します。

●母子・父子休養ホーム「しらゆり」を活用した取組

母子・父子休養ホーム「しらゆり」を拠点に、レクリエーションやイベント等を開催するなど、地域住民等との交流を図ります。

社会的な理解の促進

◆研修会や啓発活動の実施

ひとり親家庭や寡婦の皆様に対する社会的な理解を促進するため、出前講座や研修会等を実施するとともに、様々なイベントの機会等において啓発活動を実施します。

非常事態時の支援

新 ●ひとり親家庭の支援拠点を活用した物資配布等の支援

新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けたひとり親家庭等に対する支援を行うための拠点を整備しました。今後の非常事態時に物資配布や困りごとに関する相談対応などを実施できるよう体制を整備・充実させていきます。

情報提供や広報啓発の充実

新 ●新興感染症や災害の発生など非常時における情報提供体制の強化

新型コロナウイルス等の新興感染症、熊本地震や令和2年7月豪雨等の災害など、非常事態時に影響が深刻となるひとり親家庭等に対し、支援に関する情報を届けるための体制を強化します。

新 ●子ども達への各種支援に関する情報提供体制の整備

子ども達自身が各種支援に関する情報に触れることができるよう、教育との連携を図ります。

広報啓発の強化

- 毎年実施する児童扶養手当の更新手続き等の機会において、よりパーソナライズされた相談対応ができるよう、対応能力の向上に資する研修等を行います。
- SNS等を活用したプッシュ型による幅広い情報の発信に取り組みます。
- 総合的な相談窓口である、母子家庭等就業・自立支援センターについて広く周知を図ります。

仕事

<施策の分類>	<具体的な施策>
職業紹介や就業相談	<ul style="list-style-type: none"> ◆就業相談・情報提供 ◆母子・父子自立支援プログラム ◇マザーズハローワーク事業
資格や技術取得の支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆高等職業訓練促進資金貸付事業 ◆自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金 ◆就業支援講習会 ●公共職業訓練 ◇求職者支援制度
ひとり親の雇用促進	<ul style="list-style-type: none"> ◇特定求職者雇用開発助成金制度 ●生活保護受給者等就労自立促進事業 ◆雇用促進や事業主に対する啓発活動
民間と連携した取組	●民間による就労支援（雇用促進や福利厚生制度等を整備充実）

センターに配置する専門の相談員が、土日祝日を含め、就業や生活等に関する様々な相談に対応しています。「まずは相談」いただき、相談の内容に応じて、適切な各支援機関の施策につなげて参ります。

家計

<施策の分類>	<具体的な施策>
手当や貸付	<ul style="list-style-type: none"> ◇児童扶養手当の支給 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付
養育費確保及び継続的な履行確保の支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆弁護士による相談事業 ●養育費確保支援事業 ●養育費についての啓発
民間と連携した取組	●民間による家計支援（フードバンクによる食材、日用品等提供等）
医療費の助成	□ひとり親家庭等医療費助成

子育て

<施策の分類>	<具体的な施策>
保育サービス等の確実な提供	□教育・保育施設の整備
一時的な預かりやこどもの居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> □延長保育等の推進 □病児・病後児保育事業 □ショートステイ、トワイライトステイ事業 □ファミリー・サポート・センター事業 □放課後児童クラブの実施
日常生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆「よかボス」の推進 ◆母子生活支援施設 □ひとり親家庭等日常生活支援事業 ●公営住宅の優先入居 ●住宅確保要配慮者への支援
民間と連携した取組	●民間による子育て支援（こども食堂等による居場所づくり等）

学び

<施策の分類>	<具体的な施策>
保護者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●こどもの教育に関する相談体制の整備・充実 ●経済的支援に関する情報提供体制の整備
子どもたちの学習等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域の学習教室 ◆ひとり親家庭応援の塾 ◆高卒認定試験合格支援給付金 ◆子どもの学習・生活支援事業 ◆地域未来塾事業 ◆放課後子供教室推進事業 ◆学校支援活動 ◆ヤングケアラー支援体制強化事業

安心・交流

<施策の分類>	<具体的な施策>
相談への対応	<ul style="list-style-type: none"> ◆母子家庭等就業・自立支援センターでの相談対応 ◆福祉事務所や児童相談所での相談対応 □民生委員・児童委員、主任児童委員による相談対応
相互交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆交流会の開催 ●ひとり親家庭福祉協議会における交流イベントの開催 ●母子・父子休業ホーム「しらゆり」を活用した取組
社会的な理解の促進	◆研修会や啓発活動の実施
非常事態時の支援	●ひとり親家庭の支援拠点を活用した物資配布等の支援
情報提供や広報啓発の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●新興感染症や災害の発生など非常時における情報提供体制の強化 ●こども達への各種支援に関する情報提供体制の整備

基本理念の実現に向けて各種施策を展開します。

第5章

計画の推進に向けて

- 1 計画推進のための各主体の役割
- 2 進捗状況の確認

第5章 計画の推進に向けて

1 計画推進のための各主体の役割

ひとり親家庭等が抱える課題は多岐にわたり、今回実施した「ひとり親家庭等実態調査」の結果を見ても、ひとり親家庭等を取り巻く環境は依然として厳しい状況です。

本計画の基本理念である「ひとり親家庭等が自立し安心して生活できる環境づくりの推進」を実現するためには、国、県、市町村等の行政機関、企業・民間団体等がそれぞれの立場で役割を果たし、社会全体でひとり親家庭等を支えていく必要があります。

(1) 国の役割

「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」において、国の役割は以下のとおり示されています。

- ひとり親家庭等に係る施策や制度の企画・立案
- 効果的な施策の展開のための調査・研究
- ひとり親家庭等に係る施策の普及・啓発、研修実施
- 都道府県や市町村に対する支援

(2) 県の役割

基本理念の実現に向け、以下の役割を果たします。

- 本計画に基づき、総合的な施策を展開するとともに、各市の自立促進計画策定に向けた支援を行います。
- 市町村が実施する就業支援や生活支援が円滑に進むよう、広域的な連絡調整や情報提供を行います。
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業などの自ら実施する施策を推進するとともに、各種施策の広報啓発に取り組みます。

(3) 市町村の役割

基礎的自治体として、以下の役割を果たします。

- 基本方針に即し、自立促進計画を策定し(※計画策定は市のみ)ひとり親家庭等に対する自立支援の取組を進めます。
- 子育て支援や公営住宅の優先入居など、市町村が主体となる事業について、ひとり親家庭等に配慮した施策の実施に努めます。
- 住民に身近な自治体として、ひとり親家庭等からの相談に対応し、施策や取組についての情報提供を行います。

(4) 企業・民間団体等の役割

- 「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」の趣旨を踏まえ、トライアル雇用助成金等を活用するなど、ひとり親を積極的に雇用することが期待されます。
- 仕事と子育てを円滑に両立することができるよう、休暇制度の充実や取得促進など、子育てしやすい職場環境の整備等にさらに取り組むことが求められます。
- 食材・生活用品の提供等による家計支援や、こども食堂等による子育て支援等の取組を行政機関等と連携して進めていくとともに、ヤングケアラーなど支援が必要な子ども達を把握した場合に、適切な支援窓口につなぐ等の役割も期待されます。

2 進捗状況の確認

本計画に定めた施策は、計画期間中、進捗状況の確認を行い、基本理念の達成を目指します。

資料編

- 1 委員会設置要項
- 2 委員名簿
- 3 相談窓口一覧

熊本県ひとり親家庭等自立促進計画推進委員会設置要項

(目的)

第1条 母子家庭等ひとり親家庭の増加を踏まえ、関係機関、団体等地域が一体となり、母子家庭等及び寡婦の自立の促進を図るため策定した「熊本県ひとり親家庭等自立促進計画」(以下「県自立促進計画」という。)を推進するため、熊本県ひとり親家庭等自立促進計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 県自立促進計画策定及び推進についての協議、提言
- (2) ひとり親家庭福祉施策の推進のための協議、提言
- (3) その他知事が必要と認めた事項

(構成)

第3条 委員会は、委員10人以内で構成する。

- 2 前項の委員の就任は、知事が依頼する。
- 3 委員会には、会長及び副会長各1名を置く。
- 4 会長は、委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。
- 5 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年間とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会に、必要に応じて部会を設けることができる。
- 3 部会は、会長が指名する者をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。
- 4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども家庭福祉課に置く。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要項は、平成16年9月24日から施行する。

この要項は、平成20年6月12日から施行する。

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

資料編【2 委員名簿】

学識経験者	熊本学園大学社会福祉学部 教授	出川 聖尚子
有識者	株式会社熊本日日新聞社 地域報道本部 編集委員	林田 賢一郎
法律専門家	熊本県弁護士会 弁護士	福井 春菜
商工関係団体	熊本県商工会連合会 専務理事	原 悟
母子父子福祉団体	社会福祉法人熊本県ひとり親家庭福祉協議会 会長	菊住 幸枝
民生委員・児童委員 地域福祉	熊本県民生委員児童委員協議会 主任児童委員部 部会長	寺田 公子
行政（国）	熊本労働局職業安定部訓練課 課長	本田 文代
行政（市町村）	合志市健康福祉部子育て支援課 課長	衛藤 和博

資料編 【3 相談窓口一覧】

(1)市町村

市町村(ひとり親家庭等福祉担当課)

熊本市	子ども家庭福祉課	☎	096-366-3030	産山村	健康福祉課	☎	0967-25-2212
八代市	子ども未来課	☎	0965-33-8721	高森町	住民福祉課	☎	0967-62-1111(代表)
人吉市	福祉課	☎	0966-22-2111	西原村	住民福祉課	☎	096-279-3113
荒尾市	子育て支援課	☎	0968-63-1417	南阿蘇村	住民福祉課	☎	0967-67-2702
水俣市	福祉課	☎	0966-61-1660	御船町	子ども未来課	☎	096-282-1346
玉名市	子育て支援課	☎	0968-75-1120	嘉島町	福祉課	☎	096-237-2576
山鹿市	子ども課	☎	0968-43-1514	益城町	子ども未来課	☎	096-286-3117
菊池市	子育て支援課	☎	0968-25-7214	甲佐町	福祉課	☎	096-234-1114
宇土市	子育て支援課	☎	0964-22-1111	山都町	福祉課	☎	0967-72-1229
上天草市	子育て支援課	☎	0969-28-3351	氷川町	福祉課	☎	0965-52-5852
宇城市	子ども未来課	☎	0964-32-1404	芦北町	福祉課	☎	0966-82-2511
阿蘇市	福祉課	☎	0967-22-3167	津奈木町	ほけん福祉課	☎	0966-78-5555
天草市	子育て支援課	☎	0969-27-5400	錦町	住民福祉課	☎	0966-38-1112
合志市	子育て支援課	☎	096-248-1162	多良木町	福祉課	☎	0966-42-1255
美里町	福祉課	☎	0964-47-1116	湯前町	保健福祉課	☎	0966-43-4112
玉東町	町民福祉課	☎	0968-85-3183	水上村	保健福祉課	☎	0966-44-0313
南関町	福祉課	☎	0968-57-8503	相良村	保健福祉課	☎	0966-35-1032
長洲町	子育て支援課	☎	0968-78-3126	五木村	保健福祉課	☎	0966-37-2214
和水町	保健子ども課	☎	0968-86-5730	山江村	健康福祉課	☎	0966-23-3978
大津町	子育て支援課	☎	096-293-5981	球磨村	保健福祉課	☎	0966-32-1112
菊陽町	子育て支援課	☎	096-232-2202	あさぎり町	生活福祉課	☎	0966-45-7214
南小国町	福祉課	☎	0967-42-1117	苓北町	福祉保健課	☎	0969-35-1111(代表)
小国町	町民課	☎	0967-46-2116				

(2)福祉事務所・区役所

<市福祉事務所(各市に在住の方)>

熊本市中央福祉事務所(熊本市中央区役所内)	☎	096-328-2320	玉名市福祉事務所(玉名市役所内)	☎	0968-75-1121
熊本市東福祉事務所(熊本市東区役所内)	☎	096-367-9129	山鹿市福祉事務所(山鹿市役所内)	☎	0968-43-0052
熊本市西福祉事務所(熊本市西区役所内)	☎	096-329-6839	菊池市福祉事務所(菊池市役所内)	☎	0968-25-7214
熊本市南福祉事務所(熊本市南区役所内)	☎	096-357-4134	宇土市福祉事務所(宇土市役所内)	☎	0964-22-1111
熊本市北福祉事務所(熊本市北区役所内)	☎	096-272-6910	上天草市福祉事務所(上天草市役所松島庁舎内)	☎	0969-28-3351
八代市福祉事務所(八代市役所内)	☎	0965-33-8721	宇城市福祉事務所(宇城市役所内)	☎	0964-32-1111
人吉市福祉事務所(人吉市役所内)	☎	0966-22-2111	阿蘇市福祉事務所(阿蘇市役所内)	☎	0967-22-3167
荒尾市福祉事務所(荒尾市役所内)	☎	0968-63-1409	天草市福祉事務所(天草市役所内)	☎	0969-23-1111
水俣市福祉事務所(水俣市役所内)	☎	0966-61-1670	合志市福祉事務所(合志市役所内)	☎	096-248-1144

<各区役所(熊本市在住の方)>

中央区役所	保健子ども課	☎	096-328-2421	南区役所	保健子ども課	☎	096-357-4135
東区役所	保健子ども課	☎	096-367-9130	北区役所	保健子ども課	☎	096-272-1104
西区役所	保健子ども課	☎	096-329-6838				

<県福祉事務所(各町村に在住の方)>

宇城福祉事務所(宇城地域振興局内)	☎	0964-32-0517	八代福祉事務所(八代地域振興局内)	☎	0965-33-8756
玉名福祉事務所(玉名地域振興局内)	☎	0968-74-2117	芦北福祉事務所(芦北地域振興局内)	☎	0966-82-2128
菊池福祉事務所(菊池地域振興局内)	☎	0968-25-0689	球磨福祉事務所(球磨地域振興局内)	☎	0966-22-1040
阿蘇福祉事務所(阿蘇地域振興局内)	☎	0967-24-9034	天草福祉事務所(天草地域振興局内)	☎	0969-22-4241
上益城福祉事務所(上益城地域振興局内)	☎	096-282-0215	鹿本地域振興局(総務福祉課)	☎	0968-48-1202

(3)その他

熊本県母子家庭等就業・自立支援センター	☎	096-331-6736	熊本市母子家庭等就業・自立支援センター	☎	096-331-6737
熊本県ひとり親家庭福祉協議会	☎	096-331-6735	熊本県ヤングケアラー相談支援センター	☎	096-384-1000
マザーズハローワーク熊本	☎	096-322-8010	ハローワーク菊池マザーズコーナー	☎	0968-24-8625
ハローワーク八代マザーズコーナー	☎	0965-31-8609			